

監獄協會雜誌

第 三 拾 卷
第 六 號

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌）參拾卷第五號（大正六年五月二十日發行）每月一回二十日發行
明治二十七年六月一日刊（六月二十日發行）

論說	累犯者處分の一斑(承前)……………東京區裁判所檢事法學士	清水孝藏……………(一)
講演	不働心……………文學博士	福有馬四郎助……………(二)
譚叢	少年受刑者の處遇、刑の量定免因保護等に就て……………典獄	真趣齋學人……………(三)
統計	予は看守諸君と語る……………典獄	上田定次郎……………(四)
寄書	大正六年四月中入出監並月末在監人員表外三表……………福島監獄教務主任	有馬四郎助……………(五)
	房前の讀書に就て……………藤井藤藏……………(六)	
	指紋の法則(承前)……………渡邊圓流……………(七)	
	年內再入に就て……………小田原分監長……………(八)	
	優良兒童の犯罪……………石崎貧樂生……………(九)	
	監獄衛生雜感……………霜翰……………(十)	
雜纂	法制瑣談……………不良少年を巡査	
	少年犯罪の原因に就て……………國立感化院設立豫算案……………不良少年を巡査	
	に任命……………不良少年は病者……………少年犯罪豫防策としての寡婦補給制度……………櫻井革聲……………(十一)	
通信	行刑の不安と監獄事故……………浦和通信……………(十二)	
	靜岡通信……………(十三)	
彙報	米澤市の大火……………監獄の種痘其他……………叙任……………會報……………新刊……………(十四)	

監獄協會雜誌第叁拾卷第六號

論

說

累犯者處分の一斑(承第三十卷第五號)

東京區裁判所檢事 法學士 清水孝藏

茲に不起訴になりました割合を一二申上げて置きますが、總人員で二萬二千六百十一人の中に累犯者が三千六百八十五人であると申上げて置きましたが、其中で起訴せられました者が二千五百五十六人でありまして、不起訴又は不起訴に準すべき取扱を受けた所の者が千五百二十九人あることになつて居ります、なかゝ此數は少くないのであります、此の如く多數の不起訴の中には只今申上げました如く勿論罪とならずとか、公訴權消滅とかいふやうなことで不起訴になつた者も包含して居るのであります、其割合は今不明でありまして申上げることが出來ぬ

のでありますが、さういふ者が加つて居るといふことだけは御承知を願ひたいのであります。

是等の多數の不起訴處分を受けました所の者の跡始末であります、是はどちらかと申しますと、茲に御出になつて居ります皆様の方に關係のあることになると思ふのであります、如何に處置をすべきかといふことに付きましては、検事局は非常に困つて居るのであります、先年警視廳の方でも浮浪者收容所といふものを設けるといふことになつて、建物までは出来て而して豫算が通過しないといふやうなことで實行が出来て居ないのであります、何分跡始末に困つて居ります、相當の監督者がやりますれば無論其方に引渡しまして監督をして貰ふといふことにして居りますが、犯罪者の多數は先づ監督者が無いといつて宜い位なものであります、實際は其親であるとか或は叔父さんであるとかいふやうな者もありますけれども、既に犯罪を重ねさせる位な有様でありますから、先づ其人は監督が出来ないものであると推定しなければならぬ者が多いのであります、今申し上げます通り結局監督者は無いといつても宜いやうな状態であります、偶には已むを得ず

次に今後は注意するといふので引渡して置きますが、又矢張り警察か検事局の手を経なければならぬといふやうな者が出来て来るのであります、でありますから今日でも皆といふ譯には行きませぬが、成べく出獄人保護者といふやうな人に取扱を御頼みして居るやうな有様であります、是でも東京は御承知の通り東京の監獄を出ました所の者はかりに限らない、各地から多少犯罪人が集つて来る状態でありまして、なか／＼全部を之に收容して貰ふといふやうなことは色々の設備等の關係から期し難いのであります、是はどうか諸君に於かれましては露骨に只今御話申上げました如く、私の方の検事局だけとしましては千五百餘人の累犯者を又其儘社會に出すといふことになつて居るのでありますから、充分に御研究下されまして、是等の者が良民となつて働くことの出来るやうにしたいと思ふのであります、序でありますからちよつと申上げて置きますが、累犯者の中で職業の有無に依りまして大變相違があるのであります、是は犯罪の種類に依りましては違ふのであります、其一二を申上げて置きますが、竊盜罪が無職者の者の累犯が極めて多いのであります、無職者の犯罪といふものか竊盜犯に付きましては總體で三

千四十二人あります中から累犯者の竊盜といふものが千三百十五人であります。先づ四割以上を占めて居るといふやうな譯であります。就職者の竊盜が二千三百三十人ある中に累犯者は六百三十九人であり、是は三割に足らない。二割七分餘位に當ることになつて居ります。其外妙なものがありません。賭博であります。賭博は犯罪の性質上職を有して居らぬ者よりも有職者の方がズット割合が多いのであります。是は五千九十四人の中に七百八十五人が累犯者になつて居りまして、無職者の方は千六百六十六人の中、累犯者は百三十二人といふことになつて居りました。一般の割合から云つても累犯者の方が少いのでありますが無職者よりも有職者の犯罪がズット多いのであります。是れは御承知の如く只今犯罪の性質上と申しましたのは賭博をやるにはどうしても資本が要りますから金は矢張り何處からか働いて來なければならぬ。是はどちらかといふと職業を持つて居る者が金も手に入り易い、それで自然と有職者が多いことになると思像せらるゝのであります。尤も是は例外がありまして、賭博をやりたい爲めに竊盜をするとか、詐欺をするとか、横領をするとかいふやうな者も無論ありますけれども、統計から見ますと

今のやうなことになつて居ります。竊盜などは餘程反對の現象を呈して居るのであります。従つて是等の犯罪者を御取扱ひになりますに付きましては犯罪の種類といふやうなことにも注意を爲して戴くといふ必要があると思ふのであります。此の如く著しき相違が生じて居る次第でありますから、申上げたのであります。尙ほ其外の犯罪の統計もありますけれども略して置きます。要するに此の如き次第でありますから竊盜犯のやうな者に付きましては成べく職業を得せしめるといふことが殊に必要であると思ふのであります。

是で不起訴に關します方面は切上げまして、第二に起訴に關することを申し上げます。

起訴に關する處分に付きましては其取扱ひの細かいことを御話する必要は無論ないと思ふのであります。従つて起訴に付きまして分離することの出來ない關係のありますのは刑の量定であります。裁判所の刑罰を言渡す迄であります。此點に付きまして私其の考を少し述べて置きます。又何かの御參考にならうかと存じまして、結局求刑に關することのみを御話することに致します。是も勿論財

産刑に關することは前に御斷りしました如く這入つて居ないのであります、禁錮以上の場合を範圍として御話するのであります。

第一に累犯加重でありますが、前に處刑せられました所謂前科の刑よりも通常重く罰せらるゝのであります、必ずしも重くのみ罰するとは限つて居ないのであります、簡単に申上げますと前科の犯罪と此度の犯罪と比較をして見まして、犯罪なるものが、向上して居ると問題なく前科の刑よりも重く處罰するのであります、反對に向下して居りますと前科の刑よりも往々軽くすることがあります、どういふことを向上と云ひ、どういふことを向下と申すかといふと前には竊盜を犯した者が今度は強盜になつたといふやうな場合は問題なく犯罪の向上であります、竊盜と強盜とは比較にならぬそれから、向下といふのは其反對でありまして前には強盜罪を犯したのであるが、今度は竊盜になつた前には殺人罪であつたけれども今度は傷害罪になつた、或はモット軽く暴行罪になつたといふ如き場合を云ふのであります、尚ほ其他同じ強盜若くは同じ竊盜でありまして、其手段の悪い者或は巧妙であるといふやうな者は其手段の平凡であつたといふやうな者に

比べますると向上であるといふことになる斯ういふ事情からして更に累犯者の刑を定むるといふことになるのであります、ですから己れは度々監獄に這入つて此前の時は八年も處罰されて居つたのが今度は五年になつた、却て尻細になつて來たといふやうな考を爲すやうなことが有り得ると思ふのであります、それは只今申上げたやうな標準で行つたのでありますから其邊は御含みを願ひたいと思ふのであります。

それから次に刑の量定といふことに付きましては刑罰の目的と密接の關係があります、從來刑の目的に付き主觀的の豫防と云ひますが、是は犯人て累犯をせないやうにといふ目的で刑を科するといふ意味であります、それから客觀的の豫防と申しますのは犯人以外の者が其處刑に恐れまして、是は迂かり犯罪はやれないといふ考を生し犯罪をやらぬやうにするといふことであります、是等の目的に適ふやうに刑を量定しやうといふのが、從來の學者の説明でありましたが、尙ほ是丈けでは實際は充分でないやうでありますので、此頃は被害者の怨恨少し言葉は穩でないかも知れませぬが、必竟被害者の感情を標準にして刑を科せなければな

らぬといふのであります、即ち被害者が満足するやうな刑を言渡す必要があるといふのであります、是は段々聞いて見ますと我邦でも實例があるやうであります、私は澤山は存じませぬが傳聞する所に據りますと確か水戸邊であるといふことであります、其處に男の兒が二人ありまして、其親が或者から傷害を受けまして、其結果豫後が不良で死亡した、詰り今日で言へば傷害致死罪といふものが犯された、其事件に付きましてまだ結果が判明しない中に裁判をしたと見えまして、大した傷でもないやうに見たのであります、裁判所が其時分の舊刑法に依りまして、重禁錮二ヶ月の刑を言渡したといふことであります、所が間もなく刑の執行を終つて犯人は出獄したに拘らず此被害者は怪我の結果まだ病床に呻吟して居るといふ状態であつた、それで其子供が裁判所に出掛けて行きました、犯人は最早出獄して來まして酒々して居るのであります、被害者の私共の父はまだ苦んで居ります、餘り犯罪人の方が割が良くて被害者の方が割が悪いやうでございす、すこし罰して下さいといふことを言つたさうであります、所が勿論二度も處罰することの出來ないといふことは法律で極つて居るのであります、さういふ申立を

しましても取上げることは出來ない、既に刑の執行まで終つた次第でありまして、何とも仕方がないので其儘にしてありました、所が遂に其被害者は死亡したといふことであります、死んだものでありますから尙ほ一層驚きまして、更に又裁判所に出掛けて行つて私の父は死にました被害者の方は大手を振つて歩いて居ります、何としまして下さいと言つて來たが、又是も今日の法律では何とも致方がない、其儘抛つてありました所が、遂に其兄弟の二人が、どうも國家の威力で救済をする、ことが出來ないのであるなら、いふことで其加害者を二人して殺したといふことがあるのであります、それからどうしても被害者の感情即犯罪に付て非常に怨めしく感ずるといふことは今後刑事に關する研究をします上に付ては決して等閑に附することの出來ない事柄であると思ふのであります、まだ外にも斯ういふ例は色々ありますが、其は略して置きます、要するに從來言つて居りました主觀的とか、客觀的とかいふことの外に、尙ほ被害の状態といふものを大に参考しなければならぬといふことになる譯であります。

それから次には犯罪の狀態に適應するやうに刑を量定しなければならぬとい

ふのであります。是は只今第一に述べました如く、同じ犯罪でありましても其手段方法に依りまして大變情狀が異なるのであります。例へば竊盜で申し上げます、忍入り竊盜、臺所とか座敷の方の戸をコヂ開けて這入る、或は壁を切明けて這入るか、梯子を架けて二階から忍び入るか、床下から潜り込むとか、其他線香見たやうなもので錠前の焼切りをして這入つたとか色々あります。要するに是等の夜間の忍入り竊盜にも所謂鎖鑰のある物を開けて這入るか、或物を踰越して這入るとかいふやうな情狀のものがあつた、又同じ竊盜でも兇器を持つて這入る所の居据強盜の危険があるといふやうなものに於きましては竊盜の中でも最も犯情の重いものに當るのであります。是は竊盜罪としては嚴罰すべき性質の者である、併し之に異りまして店先にある所の品物をカツ拂つて行くといふやうな犯罪であります。同じ竊盜罪でも其間に非常なる差があります。是等のカツ拂ひの如きは實は多少被害者の方で注意をして居れば其難を免れ得るやうな情況のものであります。ですから、是等は累犯でありましてさう長期の刑を科すべきものでないと思ふのであります。何遍來ましても忍入り竊盜見たやうな重い刑を科せない方が宜から

うと思ふのであります。一口に申しますと私共のやり方は犯罪をやるならば先づ極めて害の少い平凡なものをやれといふことになるのであります。石川五右衛門は誰か知りませぬか、濱の眞砂は盡きるとも泥棒は盡きないと言つたとかいふことであります。但し人間が懲心があるとか瞋恚の念があるとかいふやうな中は犯罪が社會から無くなるといふことはありますまい。人間も段々發達して行きましますから先では神様とか若くは佛様と同じやうな者になるか知りませぬがそれは何億何萬年の後か、差當りむづかしいのであります。それまでの間は先づ犯罪が盡きない犯罪をやるといふならばどうか成丈輕い方をやつて呉れといふ注文に外ならぬのであります。

それからもう一つ申述べて置きたいと思ふのであります。是は累犯者に限つたこともありません。累犯者でも同じことであります。新規の巧妙なる犯罪手段を用ひた者は之を嚴罰する方が宜いやうであります。例へば此頃折々行はれて居るやうであります。が、一つの恐喝手段見たやうなもので、何處／＼に金を持つて來て置け、然らずんばお前の身體とか若くは財産上に危害を加へるといふことを言つ

てやる犯罪があります俗に往々黒手組とか何とかいつて多少團體的になつて居るものがある、是等は外國よりの輸入物でありまして西洋では持餘して居る、既に手が附けられないやうになつて居るかのやうに聞くのであります、日本ではまだ比較的新しいのでありまして始めて見ましたのが今から三四年前で私の方にも三四件餘り間が隔たらぬで來たやうであります、其時分に初犯でありましたけれども、又其手段も米國等に於ける程惡辣なものでありませぬでしたけれども嚴罰をすることにしました多分こちらの監獄に這入つたと思ふのであります、が何でも初犯にしては非常な重い刑を科した所が暫く當地方には後が絶えしました今年になりましてから又ポツ／＼來たのであります、が、是等は少し刑が割合に輕かつたとかいふやうな事情があつたやうであります、それで尙ほ少し後が續いて居るやうであります、兎に角斯ういふ様な犯罪は最初に成るべく重く罰する、新規なもの、は小さい芽生への中に之を取つて仕舞ふといふ方針で嚴罰する方が宜いやうであります、累犯者でも同じことであります、こゝういふ新工夫をした犯罪は前より重く罰する同じやうな被害のものであつても斯の如き譯で少し重く罰するとい

ふことが良いやうであります、時間も參りましたし甚だ不充分でございましたが、是で刑の量定のこと、も切上げて置かうと思ひます、甚だまづい講演で餘り面白くもないやうな事柄を御聴きに入れました、長い間御清聴を煩はしたことを謹謝致します。(終)

巡 閱 論〔中〕

典 獄 有 馬 四 郎 助

巡閱の主義方針には自ら二個の方面あり、一は積極的にして他は消極的也と云ふを得べし、而して此二方面は共に巡閱其者の固有性に屬し其何れを探り何れを捨つべきかは、今遽かに論評し去るべきに非るは勿論也と雖ども、要するに或る時代又は或る場合の要求に應じて、積極消極其何れにか従ひて適宜の方針を執るべきは、素より至當の事と謂はざるべからず、

試みに時代を溯りて其要求如何を尋ぬるに、我國にても曩日文化未だ開けず、人智亦た進まざるの頃監獄は則ち高墻を以て繞らされたる、一種の別天地なれば何人も容易に其内容を窺ひ知る能はざるが故に、動もすれば其處に暴虐不正の行はれざるなきを保せず、左なきだに社會と全く隔絶せるより、世人は徒らに猜疑の眼を以て監獄をば、一種の伏魔殿の如く思惟する者すら之れあるに至れり。

此時に當り能く其非違を訂し汚政を廓清し、以て無告の窮囚を凌虐の苦境より

救ひ、併せて行刑の適實を期し社會の信用を保たんには、唯だ夫れ巡閱の力に之れ由るの外、他に適當の方策はあらざりし也、然れば其巡閱は假令消極的にもせよ、素と之れ必然的に出て即ち時代の要求に應じたるものなれば、所謂當時之が唯一の對症藥たりしは、蓋し何人も疑はざる所也。

如此歴史的に觀察し來る時は、或は巡閱は唯だ消極的に働くを以て本旨とし、而して積極的主義方針の如きは、敢て立法時の期待に非らざりしかの如き觀なきに非ず、即ち巡閱は單に獄務上の違式違法の事なきや否やを檢閲調査するに止り、其れ以上別に何等の任務あるを感せしめざるものゝ如し、若し果して然らんには、之が事に従ふ者、何等か積極の事にも涉らんか开は全く餘儀なくせられたる餘分の仕事として、多く喜ばざるものあるべきは必然の事とす、然れども如斯は則ち守舊的觀念に囚はれし謬想に外ならずして、到底時代の思潮に適せる見解とは認め能はざる也。

今や文藝科學の進歩と共に、諸般の政務も發達進歩し、同時に亦た行刑事務の如きも大に進歩發展し、總ての進運亦た實に昔日の比に非らざる也、而かも依然とし

て今猶ほ舊時の消極主義に由りて、巡閱を行はんとするが如きは、之れ時代を解せざるの甚だしきものにして、頗る時勢後れの俗見と云はざるべからず。我帝國の獄務をして沈滞に陥らしめ、其前途を誤まるもの、實に此種の俗見に因るもの其多きを認めずんばあらざる也。然り而して之れ等は即ち時代を解せざる不明不學の致す所とは云ひながら、尙ほ其俗見を脱する能はずして今日に至れる所以のものは唯だ從來の守舊思想の惰力によるものと斷するの外なく、吾人は今更らに惰力の悔るべからざるを感ずると共に何人にも好鑑戒たるを警告せずして止む能はざる也。

吾人は敢て消極主義の巡閱を全然排斥せんとする者に非ず、然れども時代の進歩は今日の巡閱をして、更らに積極的ならしむるの必要あるを痛感する者也。然らずんば則ち獄政の進歩は得て期すべからず。若し今にして此に注意する所なからんか、獄務は社會の進運に伴ふ能はずして、沈滞の極或は遂に其生氣を失はんことを虞る、但之れ杞憂に屬せば幸甚而已。請ふ之が事情に、就ては少く吾人の所懷を述ぶる所あらしめよ。

講

演

不動心

講

文學博士 福來友吉君

不肖ながら自分の是まで研究して居ることで、何か諸君の御參考になるであらうと思ふ題目を考へましたが、私は數年以來武士道のことを主張して居ります、實は今日も武士道の問題でも御話しやうかと思ひましたが、御紹介に預りました通り私は一時から御話を始めて、約一時間半だけで終ひたいといふ覺悟であります、それには武士道の問題では餘り時間が短くて、緩つくりと御話することが出来ませぬ、でありますから武士道といふ題ではありませぬが、武士道問題中の一項目としても私は不動心といふことを主張しますから、其不動心といふことに付て諸君の御參考にならうと思ふ所だけを少しく御話して見たいのであります、一時間半といふのは餘り長くないやうでありますが、充分に御分りになる丈けに御話することが出来るか、どうか、それは甚だ私は心配して居ります。

第一、私は先づ不動心といふ御話をするに先つて、私が此武士道を主張するといふ私の主旨だけを

演

序言に御話して置きたいのであります、此頃は盛に武士道を主張されますけれども、又他の一方に於ては何か武士道といふものは古いものである、且つ又武士道の主張することは餘りどうも理想的に過ぎ、我々日常の生活には役に立たないものである、もう少し斯ういふ忙しい時代の我々は日々の生活に間に合ふやうな話ならば宜いけれども、武士道などいふものは昔の武士が祿を戴いて、さうしてする事もなく暮して居つた、さういふ人間には出来るけれども、我々銘々自己の口を自己で支へて行かなければならぬ今日に於て、到底武士道といふやうなことは今日言はれた所がそれを行ふことが出来ない、斯ういふやうなことを往々に人から聞きます、武士道といふものは必ずしも世人の想像する如く日常の生活と離れたものでない、けれども武士道の主張する所には所謂我々日常の生活と多少没交渉の所があるのでありますけれども、私は其點に付て諸君の充分の御考を戴きたいことがある、といふのは武士道といふものは日常の生活問題の爲めになるやうに主張するといふよりも、寧ろ我々が苟も日本の民族として、一朝一夕非常の出来事の生じたる場合に於て心得て置かなければならぬ事を教へる、それは一生の中にそれを實現することがあるか、ないかといふことは是は別問題です、若しもあつたならば日常の生活に關係しない問題であるけれども、それを實現するにせざるが國家の運命に關するのでありますから、我々國民といふ立場から申しますれば、之を日常の生活に關

係がないといつて、それを疎かにするのは現代式の間違つた考であらうと思ふ、現代に於ては餘り現金主義で右の手から左の手に物を貰ふやうに手取り早く間に合ふ事ばかりを考へるが、是は人心の荒廢したる結果でありまして、我々は其點に於てどうしても武士道を主張しなければならぬのであります。

戦さなどに行つた人の經驗談を聞きますと、愈、戦さが本當に始まり、敵彈が雨の如く飛んで來るといふ、其時になりますと、もう早や是まで考へて居つた其思想といふものは何處へやら、まるで無我無中に我を忘れて戦ふといふことであります。然るに其無我無中といふ中に現はれる所の活動は何であるかと申しますれば、即ち平牛成程と本當に感じた思想が實現するといふことは我々の充分信する所であり、無我無中だから無鐵砲に意味の無いことをして働いて居るかといふに、さうでない、矢張り平日西洋的に個人的に養はれた所の國民は無我無中に個人主義に活動するのであります、我日本民族の長い間の思想に依つて養はれた所の其人民は、無我夢中の間に其の思想を實現して居て、其無我無中の間に現はるゝ所の精神は即ち平素國民の教育に依つて、成程日本人としては斯くせねばならぬと感じたことがある、其心持が現れて來るといふことは、是は諸君に大に聞いて置いて戴きたいのであります。

私の朋友で佐々木吉三郎氏といふ人がある。高等師範の附屬小學校の主事ですが、嘗て小學校の教師をして居つた時に斯ういふことがあつたと言つて自慢話を致しますが、私は非常に面白い話だと思つて聞いて居りました、或時小學校の子供の前で修身か何かの御話であつたと思ひます、お前方は大事に處して惶てぬやうに、徐に落着いて事に處する所の、心得を始終持つて居らなければならぬ、今御前方が家根の上に居ると想像しやう、其時に家の中に火事が起つたらお前達はどうする、斯ういふことを佐々木君が兒童に向つて問題を出した、斯ういふ急激の場合にどういふ考を持つて居るか、お前達は一つ其考を述べて見よと言つた、すると其中の一人が、「私は家根の上から飛下ります」と答へた、「家根から飛り下ると足が折れるではないか」といふと、第二の生徒の答に「助けて呉れ」と大きな聲で呼びます」と言つた、「さういふ時に或る聲を出しても助けて呉れる者はない、もつと考へて見ろ」といふと、第三の一人が、「私は仕方がないから泣きます」「泣いた所が仕方がない、そんなことではいけない」「もう少し考へろ」といつたがどうも良い考へか出なかつた、そこで佐々木君が、それではお前達に言つて聞かせるが、大抵の家では家根の隅に立樋が下つて居る、心を落附けて家根の隅々をズツト調べて見ると、大抵何處の家でも立樋が下つて居るから、それを捉へて下りれば下りられるそんな飛下りたり、助けて呉れと吐鳴つたり、泣いた所が仕方がない、一朝事有る場合には斯うい

ふものだといふことを考へて置かなければならぬといつて聞かしたといふ話があります、所が其小學校の生徒が學校を卒業し、中學校の生徒となつた一人が、丁度母親が神田の或病院に入院して居つたことがありまして、其母親の所へ見舞に行つて居りました、其病室は二階にあつたといふことでありますが、さうすると其二階の下では火事があるといふので非常に大騒ぎになつた、サアどうも病人のことでありますから思ふやうに逃げるものが出來ないので、周章狼狽して居つた、其病室の患者などは唯泣き叫んで居るだけである、さうすると曾て佐々木先生から今の御話を聞いて居つた生徒は「サアお母さんこちらへ行らつしやい」といつて、母親の手を引張つて、さうして、「お母さん此處からお降りなさい」と言つて、病院の家根の隅の所にある立樋をお母さんを捉へさせ、自分も後から降りて、何等の怪我もなくして無事に逃れたといふことがある。其處でどうも小學校の教育といふものは有難いものだといふので、母親が子供を連れて佐々木先生の所に御禮に行つたといふ御話があります、一體人間は火事に遭ふといふことは一生に一遍か二遍か、人に依つては遭はない人もある、併し一生内に有るか無いか解らぬ様な大事の場合に周章でぬ様に心を定めて置くことは大切である、平素それを考へて置きますと、卒ざといふ場合に於てそれが働き出す、でありますから我々數に於ては少いけれども、それが我々の生命に關する、延いては國家の安危に關することに付いては平素心得を養

はねばならぬ。武士道といものは日々の食ふ爲めの教にはならぬでありませうが、今の火事に於ける其心掛と同じことでありまして、我々國民として一代の中に一度か二度遭ふか遭はない位の大事の場合の心掛であります。我々御互に平素立派な考を持たなければならぬ、精神を充分静めて、成程と感じたことであるといふと、丁度今火事の時に當つて多くの人が無我無中で騒いで居るやうな時に、其成程と感じて居つたことが働くのである、戦さの時でも無我無中で働くのでありますけれども、其中にも嘗て成程と感じたことが働き出すのであります。

釋宗演といふ人が斯ういふことを言つたと言ひて居ります。今の青年は坐禪といふことをやる、此坐禪の眞髓に達することは十年も二十年も掛ることで、本當の悟道に至ることはむづかしい、それで今の青年は必ずしも本當の悟道に至らなくとも、今日で言へば靜坐といふやうな工合で精神を十分に静め、さうして我々平素の守るべきことを能く考へた方が宜いと言はれたやうであります。此は甚だ面白いやり方で、斯様に考へたことは必ず其人の爲めになるのであります、例へば近い話で言へば、我々が眠る前に明日の朝は五時なら五時に起きるといふことを心を静めて決心して眠りますといふとちやんと其次の日は五時といふ時間に眼を覺ますのであります、眠る時に決心して居つたけれども寝忘れたといふことは無いものである。人間は一度び決心すれば其決心した通りに睡眠中に發動するこ

とが出来、睡眠中だから決心しても其間は御留守だといふことは決してない、であるから諸君に於ても今晩眠る前に、明日の朝は必ず五時なら五時、四時なら四時に起きるといふことを決して御休みなさるといふと、必ず其次の日、眼が五時といふ時間或は四時といふ時間に覺めます、世間に無暗に心配して、もう時間が来ぬか知らぬ／＼といふてクヨ／＼して眠ると駄目だ、充分決心して熟睡するといふと決心した通りに眼が覺める、小學校の子供などは明日運動會といふと前の日から團飯を拵へて、其團飯を枕許に置いて寝て、もう時間が来ぬか／＼といつて祿に眠られませぬ、あゝいふのは駄目です、我々は充分決心して熟睡することに依つて決心した通りに實現して来る、故に一方に於て我々は充分眼を覺まさないければならぬ、一方に於て充分能く熟睡しなければならぬ、一方に於て能く熟睡することの出来る人は、眼を覺ます時はハッキリと眼を覺ます、西洋の言葉に「能く遊び能く勉めよ」といふことがあります、私共は、もう一歩進めて「能く眠り能く覺めよ」といふことを御互の格言として置きたいものであります、大抵の人は能く眼を覺さぬものであります、又能く眠らぬものであります、夢などいふものは見ないでも宜いものであります、祿な夢は見はしませぬ、眠りの足らぬ時は必ず職務の上に知らず識らず間違ひがあるものである、自分自身は確に眼を覺して居るのだけれども、何等かの間違ひを起すものである、でありますから充分能く決心をして熟睡するといふと、次の朝五

時なら五時、四時なら四時にちやんと眼を覺ますのであります、おれは寝過ぎるかも知れぬから君起して呉れろと人を頼む、斯ういふことは役に立たぬ、斯ういふ人は「五時だ」——といつて起しても、「もう十分……もう五分」などといつて容易に起きぬ、或はどうかすると眼覺しなどを掛けて寝る人があります、あれは當にならぬものであります、チリ——と鳴るとそれを寢床の下に入れて又寝る、而して時おくれて眼をさまして、ちつともチリ——と鳴らなかつたなど、言ふ、それは物を當にするので、自分の精神以外のものを當にするさういふことになつて仕舞ふ、自分の精神以外を當てにしてはならぬ、自己の力を當てにして、充分決心して眠りますと、其決心したる所の精神は熟睡すればする程能く活動する、其處は精神の妙な所でありまして是等の所は充分味はふて戴きたいのであります、一生懸命に子供の病氣を看護して居る母親などは子供の病氣を治してやりたい——といふ一念の爲めに、どのやうに前後不覺になつて眠りまして、周圍の人がやかましてそれが爲めに目を覺ますことが出来なくても、子供が小さい聲で泣きますと忽ち眼を覺ます、即ちどうかして此子供の病氣を治してやりたいといふ一念が能るといふさういふことになる、是が精神の不思議であります、であるから我々は落着いて充分心に決したること、いふものは睡眠中と雖も眼を覺ます劍道の心得ある人は太刀風三寸にして眼を覺ますといふ。どのやうに熟睡して居る時も、敵が來るときは太刀風三寸に

して眼を覺ます、餘り平素の心掛けが確乎不動である爲めであります、であるから武士道といふものは最前から申します通り、假令一生の中に一遍しかないやうなことを豫想したことであつても、充分諸君が精神を落着けて武士道の教ゆる所を聞いてお居でなすつたならば、一朝事ある時に當つて無我無中に働いても、其間に其の心掛が實現する、故に平素の心掛が大事である、日本國民は小學校時代どころでない、小學校に這入らぬ先でも、小學校を出た時でも、此國民全體の上に磅礴する所謂武士道の空氣の内に生長して居るのである。其國民全體の上に磅礴たる武士道の空氣といふものがどれ程一朝一夕事有る場合に發動すべき精神を我々に吹込んで居るかも知れない、其吹込んで居る所の精神なるものが無我無中の活動の時に實現するのであります、決して平素聞いて居つても卒ざといふ時には無我無中になるから役に立たぬものであるといふやうな口實を以て武士道を斥けるのは間違つて居ります、今日御話する不動心の問題でもさうであります、武士道の問題の中にどうしても不動心といふことが大切です、不動心といふのは動かざる心、動かざる心といふのはどのやうな思ひ掛なきことに接しても泰然自若として動ぜざる所の心を指すのであります、一體日本人は平生の舉動を見ますと、どうも西洋人に比べると落附いて居らぬやうに見えます、昔の人はどうか知らぬけれども現在の日本人は何だかコソ／＼して小さいことに騒いで居るやうに見えます、却て露西亞人である

とか英吉利人といふものは何だか平素の舉動が悠揚として落着いて居るやうに見えます、英吉利人の如きは殊に紳士的教育の結果でもありませんが、何だか平生の舉動が悠揚として大人らしく見えます、日本人は平生は何だか落着いて居らないやうに見えますが、卒に一朝戦さといふ場合になつて來ると非常に落着くのださうであります、爰が矢張り平素の教養の結果だと思ふ、平素は成程落着いて居らぬ、却て西洋の紳士などは落着いて居るやうでありますけれども、卒に一朝生死の巷に立つた時には此平素騒がしき日本人が非常に落着くのださうでありまして、却て平素落着いて居る西洋の紳士などが心惶てるのださうであります、是などは國民性であります、武士道的氣分の磅礴たる其中で生れた結果だらうと思ひます、是は私の友人で嘗て日露戦争の頃仁川に居た人から聞いた實見談があります。それは日露戦争の始まる時のことであります、御承知の通り今日日本は世界各國からえらい國と思はれて居りますけれども、其當時露西亞人などはまるで日本を馬鹿にして仕舞つた、朝鮮といふ一國を自分の物の様に思つて居たのである。然るに日本は朝鮮を自分の方の物にしやうとする、其の事で兩國間の談判がなか／＼むづかしい、日本は卒に談判が破れると戦さをするといふ氣勢を見せたけれども、露西亞人は丸で鼻であしらつて居た。身體も小さい、國も小さい、斯ういふ日本人が何が出来たものかと、高を括つて居た。所が愈々談判が破裂する、宣戰の御詔勅が降るか降らぬに日本の艦隊は仁川

沖にフリヤツクを撃つて沈没させて仕舞つた、丁度其の時に仁川の町の附近に露國の將校十五六名が屯ろして居つた、すると仁川沖でドン／＼やるから、是は不思議だ、何處かで演習をする位に思つて居た。さうすると暫くすると使者がやつて來て「唯今日本の艦隊が仁川に來てフリヤツクを沈没させた」といふことを報告した。さあそれを聞いて、十數名の將校が驚くまいことか、丸で電氣仕掛のやうに一同づゝと立つて、一人が突然走り出すと、十五六人が其後に附いて走り行くのである。何處へ行くと云ふ目當も無い、唯無意味に走り行くのである。詰り此は驚きの餘り狼狽したのである。さういふやうで、何か事柄が起ると無意識的に駆け出すといふ、是は如何にも非不動心の甚しいもので、斯ういふ所になると日本人は落着いて來るといふことを聞いて居ります。

不動心といふのはどういふことがあつても自己の精神を騒がせない、大事に處して泰然自若として少しも騒がないといふのが武士道の特徴で、現代に於ては斯ういふ心得が段々と失はれつゝあるやうであります。此不動心といふことは鑿劍での極意で、實に言ふに言ふべからざる所の境涯があります、今日は其境涯のことに付て御話することはむづかしいから御免を蒙りまして大略の事丈を御話し致します。是は歴史的に眞實な話かどうか私は知りませぬ、唯言ひ傳へられて居る話ですが、澤庵和尚が始めて柳生但馬守を訪問した時のことである、門前を今澤庵和尚が通るといふと、但馬守の玄關の前

に擊劔の金看板が掛けてある、それを見て澤庵和尚が何か獨り言で惡口を言つて居つたと見えます、それを聞いた門番が、是は怪しからぬ、何處の乞食坊主か知らぬけれども、苟も將軍家の手を取つて御指南をなさる但馬守様、それに向つて惡口を言ふとは怪しからぬといふので、此事を但馬守に告げる、但馬守が面白い坊主だ、こちらへ呼入れたら宜からうといふので呼入れる、さうして但馬守が「貴僧は私の擊劔に付て何か批評をされたと聞くが、定めし貴僧も腕に覺えのあることゝ存する、一體何といふ劔道の流儀を究められたか」といつて聞いた、所が澤庵和尚がカラ／＼と笑ひながら「一體劔道の極意に流義なんといふものはありはしないと言つたさうであります、そこで但馬守が益々癪に障つて、「それでは拙者と一本御立會ひをなされ」といふと「宜しい」といふことになつて、但馬守は木刀を持つて立つ、澤庵和尚に向つて、「そこらにある道具を何でも御用ひなさい」といふと、澤庵和尚が「私は出家の身だから武器などを持つ必要はない、唯持合せの拂子で澤山である」といつて、拂子を持つた儘道場の真中に立つて居つたといふことであります、さうして何處からでも隙があつたならば打込んで來いと言つて居つた所が、流石天下の名人の但馬守、何處からか附け入らうと思ひましても、鶴の毛で突いた程の隙がない、油汗を流して睨み合つたけれども終に隙がないから、からり木刀を投出して、非常に鄭重に挨拶して「今貴僧の取られた姿は何といふものか」と質問したといふこと

がある、是は打込まなかつた柳生但馬守も流石にえらい人です、我々ならば無鐵砲に打込むが、流石に八面玲瓏、不動心の姿を現して居る所の澤庵和尚に一點微塵の隙が無い、それを見込んだ所の但馬守もえらい、而して太刀を投棄て、今貴僧が現はしたる所の其姿は何であるかと聞いた、所が「是は則ち禪宗に於て不動心である」と答へた。不動心といふのは其働を解釋すれば八面玲瓏でありまして、達磨の八方睨みといふ、右の方から打たむとすれば右の方を睨んで居るやうに見える、左の方から打たむとすれば左の方を睨んで居るやうに見える、前に行かうとすれば前を睨んで居るやうに見える、何處からさうしても澤庵和尚の眼附が其方に向つて居るやうに見える、又之を無所住とも稱します、精神を何處の場所にも置かない、眼に置けば腹に隙がある、腹に置けば眼に隙がある、謂はゞ精神を身體全體に置くのです。否寧ろ精神を宇宙全體に擴げて居ると言つた方が宜い。此境涯に這入つた人に向ひますと、八面玲瓏で、達磨の八方睨み、何處から斬入らうとしても斬入る隙がない、實に劔道に於きましては此禪宗に於て最も大切として居る所の無所住の境涯即ち不動心の状態を占めなければならぬので、總て擊劔といふものは初は腕の先の問題であるけれど、結局心の至極の道即ち無所住といふ此境涯にならなかつたならば、どのやうに腕先を研いた所が駄目のものである。澤庵和尚は斯ることを説明して、柳生但馬守の爲めに不動智神妙録といふ、僅の書き物だけれども、なか／＼是は

ちよつと分らぬものであるが、それを書いて但馬守先生に與へられたといふことを聞いて居ります、其不動智神妙録といふものは今でも遺つて居るのであります、但し爰で一寸御斷り申さねばならぬことがあつた。唯不動心といふ文字に拘泥するとデットして居れば宜いやうだが、デットして居ることなら蛙でも宜からう。唯デットして居て、事の間に合はぬ様なことでは、不動心にならぬ。我々は落着かなければならぬ時に惶て、急がなければならぬ時に落着く、泰然自若として居ると爲すべき事は濟んで物の役に立たぬ。此では不動心と申されぬ。不動心の境涯に居るに非ざれば石火之機、即ち靈妙不可思議の活動がない。

先づ古今の實例を取れば、大石内藏之助などは最も此不動心のえらかつた人でありませう、實に此大石良雄といふ人は男惚れのする人でありまして、あの人のやつたことを一々考へますと、實に後世の人をして感極つて泣かしむる、秀吉がえらいとか、家康がえらいとかいつても、唯豪い丈で吾等に何等の奥深い感激を與へぬ。人格の機微に接觸して、花も實もある言ふに言はれぬ奥床しき所の人物といふものは私は恐く大石良雄を以て第一位に置きたいのであります、四十七士は忠義といふ心に於ては何れ劣らぬ皆揃つてえらい人でありませう、けれども武士道といふものは忠義の心を養ふといふ丈けを目的とするものでありませぬ、武士道は無論忠義の心を養はなければならぬが、併し忠義といふ

立派な心を養ふといふ丈けが武士道ではないのであります、其忠義といふ立派な心を行つて、天地をも摧く所の大勇猛心を以てするのである、けれども勇猛心といふても暴虎馘河の勇ではない、暴虎馘河の勇は此武士道に於ては拒絶致します、武士道といふものは真理である、此眞の道に適する所の強さであります、獨逸にも武士道はありませうが、獨逸は強ければ真理と申します、是は間違つて居る、日本の武士道は真理によれば強いと言ふのである。是は轉倒したる言ひ方でありませう、此轉倒したる所に天地隔絶の違ひがある、日本の武士道は勝てば真理といふが、さうでない、真理といふものから出立するのでなければ勝つことが出来ないといふ、是は機械の文明を以て成立する西洋と、精神の文明を以て立つた所の日本の文明との相違は其處に在る、どうしても真理といふもので立つのでなければ本當の勝利を得ることが出来ないといふことは、是は科學や機械力で證明することの出来るものではない、全く精神の修養を以て始めて其の精神が理解の出来るものである、今日の如く科學の文明に眩惑して仕舞つては、もう精神の秘密が分らなくなつて居るのである、精神の秘密の理解の出来ない國民は亡國の民である、精神の秘密を理解するものでなければ本當の武士道は分らない、此精神の秘密を何に依つて理解するかといふと、科學的の物質文明を以て證明するのではない、銘々を自身の胸の中に潜んで居る所の心其物を研ぐことに依つて理解することが出来るのであります、故に精神の秘

密を理解することの出来ぬ國民は修養の意義の分らない國民である、何でも今日は手取り早く機械的に事を成さうといふ習慣がある、教育といへば電気仕掛か何かで卸を押して火花を出せば、それで人間が改まる工夫はないか知らぬと考へて居る人がある、坐禪などは十年も二十年もして解るものである、修養といふものは實に苦心慘憺たる所の練磨の結果に依つて出来るものである、それが武士道の主張する所で、唯立派な心さへ持てば武士道と思つてはいかぬ、武士道は立派な心の上に驚くべき力を持つて居る、其力は暴河憑虎の勇でなくして眞理に依つて出立する所の力であります、而して其の眞理を働かしむるに必要なものは不動心である。故に私は四十七士の中でも大石内蔵之助の如きは單に忠義といふ立派な心があつて彼の人をえらいと見るのではない、忠義といふ心に於ては四十七士何れ優り劣りはないが、唯大石良雄は何故に大器量人であつたか、何故に二三百年後の今日に至るまで吾人をして男惚れをせしむる彼の人格は何に在つたかといふと、忠義といふ心ばかりではない、實に偉大なる所の不動心があつたからだ。其不動心に我々は敬服せざるを得ぬのであります、大石良雄はあの敵を討つまでの苦心慘憺たるは格別、愈々復讐をする其時に一點も抜かつたことがないといふやうなことは、坐上に於て考へて見ると出来さうに見えるが、實地さういふ場合に臨んで、あれ程用意周到に行くといふことは大石内蔵之助の不動心の致す所である、復讐の本懷を遂げて吉良邸を引上げる時には一々火鉢には水を掛け、又蠟燭を一々消して、其消え残りの火には悉く水を掛けて、火災を防ぐやうにし、又自分の味方が承塵に掛けてある鎗などを取つて戦つた、其鎗などは一々元の場所に戻し置き、隣家の土屋某に向つて挨拶をして一々引揚げたなどいふことは、實に大石内蔵之助の所謂不動心の致す所でありまして、唯忠義の心の強かつたといふ丈ではあれだけの仕事が出来るものでない。

それで我々は忠義といふ心を強くしなければならぬと同時に、どうも不動心の心を養はなければならぬのであります、さうして又不動心といふものは言換へれば無念無想の状態で、有ゆる一切の邪念を拂つて仕舞つて、止水明鏡の如くに邪念を一掃したる無我の状態。我々の精神の内部には靈妙不可思議の活動があるけれども、御互は雜念の爲めに自己を評して、我々の精神の中に残つて居る所の不可思議な行動を悉く抑へて居るのが修養の積まない我々の精神の有様である、斯る雜念を一掃して無念無想の不動心にならねば電光石火の早業が出来ぬ。武士道は劔道によりて此の精神を養つたものである、其擊劔も今日のやうな擊劔と違ひまして名人は眞劔勝負までやつたものであるが、此眞劔勝負による修業の結果、不動心が養へるものである。精神の中に雜念があつたならばそれを悉く一掃して不動心の境涯に立つに非ざれば到底此眞劔に向つても本當の勝負が出来るものでないからである。日本の武

士道は斯る辛辣なる修行によりて不動心を養ひ來つたものである。本當の修行は辛辣なる眞劍である。眞劍にあらざれば本當の修行にならぬ。我が武士道に於いては物好きに修行したのでない。劍々相磨する其下地獄の下に於て命を賭けて修養したのであります。世界は廣しと雖も是れ程辛辣なる修養の徳義が即ちは何處にあります、是れ程辛辣な修養は唯日本あるのみで、そうして是れ程辛辣なる修養の徳義が即ちは何處にありません、利益を中心として出來たものでもない、不動心の状態に於て精神の眞理に由る外ない、無理をしても無理の力で勝つものでない、私の知つて居る或る柔術家は平手で石を割ります。瓦位の大さの花崗石のやうなものを一方は疊の上に置き、一方は手の上で割る、之を無理に常陸山や太刀山が割つても割れるものでない、元來肉は軟かなものです、其軟かい肉を以て硬い石が割れるのだから、ちよつと理窟が分らなくなつて仕舞ふ、此の肉といふものは平素に軟かいものである。けれども、精神が籠ると硬い石でも破ることが出来る。精神的文明の進歩といふものは何處に在るかといふと、靈の働に依つて自由自在に肉を使ふといふことである、人間の肉は此點に於て能く出來て居ります、此軟かな肉だけでも、日本で謂ふ氣合ひ、此氣合ひといふことは日本特有の言葉です、精神の氣合ひを籠めて割るといふと、此軟かな肉が金剛石をも欺くやうな強い働をする、けれども氣合が濟んで

仕舞ふと元の軟かな肉になる、人間の精神の中には靈力がある、其靈力の煥發する所、此肉が堅い鐵の如くなる、昔李將軍といふ將軍が支那に居つた、弓の名人であつて、或時郊外に出て虎を見て、其虎を射た所が確に手筈へがあつて、充分矢が虎に突刺つたと信じた、就いて見ると虎に非ずして石であつたのであります、不思議に思ひまして再び矢を取つて射つて見ますと、もう矢が立たなかつたのであります詰り氣合ひが掛らないのであります虎を刺さなければならぬといふ一念が籠つた時には、そこに即ち通常の考でちよつと解釋することの出來ない不思議な力が現はれて、其石に矢が没する、石だと思つて射ますと、當ることは當るけれども立たない、其處が即ち日本の氣合ひ、一刀流であらうと、無念法であらうと、總て日本の劍道の最終の極意は受けるといふことは無いと聞いて居ります、向ふか打込んで來るのをこちらで受けるといふ心はいかぬといふのであります、受けるといふやうな心は最早武士道でない、何處までも攻撃して行くのが武士道である、此頃陸軍で攻撃精神といふことを言ひますが、あれは疾うの昔に日本の武士道が實地に現はして居る、何處までも向ふの方に斬込んで行く、同じ太刀でやるのだけれども、斬込む太刀と受ける太刀とは違ふ、受ける太刀は折れる、斬込んで行く太刀は折れぬといふ、同じ太刀だからどつちでも折れさうだが、受ける方の太刀は折れるが、斬込む太刀は折れないといふのであります、併しさういふやうな御話を段々進めて行くと私の特

有の研究たる精神力問題になりますから、今日はそれは御話致しませぬが、兎も角も日本の武士道に於きましては精神の内部に秘密の籠つて居る所の靈の働といふものを肉に現はすやうに修業して來たものである、さうしてそれを現はす爲めには我々平素の雜念といふ、蟻つた悪い精神をすつかり取つて仕舞つて、無念無想、或は無住所、或は八面玲瓏、斯ういふ精神状態になつた時に、茲に始めて精神の秘密になつて居る所の不思議な力が出て來るのである。

海上胤平といふ人は歌人として有名な人ですが、此人は素と一刀流の相當な達人であつたと聞いて居るが、此人が若い時に信州小縣に武者修業に行つて、其處の吉田某といふ弓の名人と仕合ひをやつたといふことがある、片身晴眼に構へて向ふの弓に番つた矢の先と刀の先が丁度同じ高さになるやうに構へて居つたといふことである、吉田某が矢を放ちますと、いつ通つたのか譯が分らぬ、眼の見えぬ中に通つて仕舞ふ、そこで海上先生が考へた、是は危ない、眼に見えぬなら宜いが、眼に現えないやうではどうすることも出來ぬ。此は容易なことでは行かぬと思つて、ちよつと待つて居れと言つて、道端の真中に於て小一時間も精神を静めたといふことであります、是は私の直接に聞いたことであります、そこでもし是で精神が落着いたといふ所で再びやつて見たさうであります、さうすると其時は初め矢の來るのが早過ぎて見えなかつたけれども、其時は明かに矢の來るのが見えたといふ

ことであります、初めは眼に見ることが出來ない程のものが、精神を静めて見直しますと、緩やかに來るやうに見え、且つ比較的にゆつくり拂つたやうな氣がする、それが側の人が見て居ると非常に早いのださうであります、是が不動心になつた時の眼と、雜念を持つて居る眼との相違であります、是等は銘々修業して經驗しなければちよつと御分りになり兼ねるのであります、大は方處を絶し、細は無間に入る」と申して、我々の精神は大きい時には天地をも包んで仕舞ふ、小さく活動する時には無限に隙の無い所に這入つて行くのです、是は決して文士の作つた形容詞でない、精神の活動は無間に這入る、一秒の時間は凡眼を以て見ると僅な時間だけれども、不動の精神状態になつた人から見ると僅か一秒の時間でも、我々なら十分も二十分も掛つて出來るやうな仕事が出來る。精神の靈動を以てすれば連も我々の眼を以て見ることの出來ない早いものを見ることが出來る、支那に紀昌イシヨウといふ弓の名人があつた、初め稽古をしに行つた時に、先生が瞬きをしない稽古をして來いと言つた、そこで紀昌といふ人は家に歸つて、妻君が機を織つて居つたので、機を織る機械の上に上り下りする棒がある、それを仰向けに寝て見て居ると、眼の所に其本がやつて來る、それを一生懸命見て居つて、終に數十回やつて居つたら瞬きが無くなつた、そこで先生の所に行つて其事を話すと、それだけでは弓の名人になることは覺えないから是から小さい物を大きく見て來いと言はれた、そこで紀昌といふ人は

熱心だから家に歸りまして半風子といふ小動物を女の毛筋で結び附けて、窓に結んで置いて毎日見て居つた、所が段々やつて居る中に熱心の功は恐しいもので、大さ車輪の如しと書いてあるは少し白髪三千丈といふと同様で多少詩人的の誇張かも知れぬけれども、併し是は全く精神上の問題でありまして、物質的に物差で測つて見て車輪の大きさがあるといふことではないのである、我々の見ることの出来ないやうな小さな、あの半風子の一々の部分が悉く明かに見ることが出来るやうになつたならば、即ち我々の凡眼で車輪を見ると同じことになる、併ながらそれは眼を明かにするといふ問題よりも、結局する所精神の問題難念を一掃して仕舞ふと我々は平生の眼を以て見ることの出来ない細かい物を見る事が出来る、でありますから結局する所此難念を一掃して、不動心の状態に這入ることが出来なかつたならば一技一能に達することは出来ないのである、本當に靈妙な活動を現はすことは出来ないのである。

御承知の通り宮本武藏といふ人はえらい劍客である、所が彼は唯の劍客でない、實に修養のえらい人であつたと思ひます、彼の人が人間といふものは充分精神を落着けてさへ居れば、如何様に思ひ掛なき時敵が斬込んで來ても、必ずそれを逃れる丈け充分の餘裕があるものだといふことを悟つたのです、さうして刀などは要らないものであると言つて、晩年は丸腰で居られたといふ人であります、彼

の人は坐禪もやりましたが、何しろえらい人であります、さういふことは宮本先生にして初めて言ひ得ることではありますが、或時の事である、宮本先生夏の晩に涼臺に腰掛け、團扇で風を取りながら夜の景色を見て居られた、其様子を見たる宮本先生の門人が、先生はいつもえらさうなことを言ふが、今あゝやつて油斷をして居るから、爰で一つ目に物見せてやらう、どれ程の力があるか試してやらうといふので、長いやつをズバリ抜きまして……昔の人は實に氣味が良い、今日そんなことをすると刑法の罪人になるから出来ませぬが、私はしみる日本の昔のキャビノした所を痛快に思ふ、どうしても人間社會は間違つたことをやつたならば必ず間違つたことに相當する罪を與へなければならぬ、高等人種になればなる程理窟で治まるか知らぬが、修養といふものはサア一かばちか、右か左か死ぬか活きるか、極樂か地獄かといふ、其追分に立たなければならぬと思ふ、昔は生意氣なことを言ふが、一つ試してやらうと直ぐに引抜く、鐵札か金札かといふ試して、是れ程辛辣なことはない、國民は餘り嘘ばかり吐いて、好い加減なことを言ふて居ると戦が起ります、さうして本當のことを言つて居るか、嘘を言つて居るか、戦さで以て試します、戦争は神の裁判と言つてあります、人間も餘り虚偽ばかり言つて誤摩化して居る者が在ると國民が墮落します、此墮落を救ふには戦争のみか知れませぬ、所が人間の言つたことは本當か虚かといふことを眞劍に試すことが必要である、眞劍に試すこと

がないのは駄目です、宮本先生平生えらいことを言つて居らるゝが、一つ試してやらうと、眞劍を抜いて腰掛けて居つた涼臺に飛び上り、アハハ眞二つと切り下した、所が先生危い所で身を換した。それ丈でない、自分の敷いて居つた眞蘆の隅をちよいと引いたから、其者は後ろに眞逆まに轉んで仕舞つた危い所を逃れる丈けならまだ尋常一樣であるが、さういふ際どい所で敷いて居つた眞蘆の端をちよいと引くなどいふ、是は實に緯々として餘裕ありといふべきかと思ふ、是は全く不動心を究めた結果で、日本の武士道に於ける不動心といふのは斯の如きものであります。(完)

譚 叢

處務片言 (其五)

在廣陵 眞趣齋學人

綱領

官吏の公生涯は上下、義を以て一貫す故に上司は忠實にして職司の舉る者に與みするを常とす若し不平を抱けば熱誠なる勉強に訴ふるより外なきなり

文書

複雑なる事務を處理せんには先づ其緩急順序を考慮するを要す而して突發のものは冷靜に判斷し定例あるものは熱心に遂行せよ言語當を得ざれば命令行はれず官に莅み法を行ふ禮に非ずんば威嚴行はれずとは曲禮の教ふる所なり

戒護

作業

作業擔當者會議は法規の勵行を圖り製作の新生面を開き取扱を一致せしむるの利益あり

會計

り閑却せざるを要す

會計年度交叉の際は特に注意を加へて歳入歳出の所屬區分を考査せざるべからず失敗は多く物知りに存す

領置

購求願に接するときは先づ本人の領置基帳に一瞥を拂ふべし無用の費途は制限せざる可らず

用度

需用者と供給者との位置は同等なり故に出入の商人に對しては取扱を叮嚀にし無用の手数を省くと共に斷して其請託を容るべからず

教務

改過遷善の教多しと雖も滴實に或事を摘示し或物を與へざれば恰も眞火を燃すが如く説了して痕跡を留めず所説の可否に在らず彼れ自修の力弱ければなり

醫務

患者を遇すること營業の顧客と做し苦情を聞けば購入註文と喜ぶの雅量ありて始めて死亡率を減少するを得む

少年受刑者の處遇、刑の 量定、免囚保護等に就て

典獄 上田 定次郎

此度福岡監獄の新築竣工と同時に最も斬新なる英吉利の制度に倣つて建築したる少年監獄の開設以來昨年十二月に至る迄既往一年二箇月間の成績に就き第一回の報告書を印刷して關係官衙並に諸賢に贈呈する事に相成りましたが讀者は高覽の上何分の批評を賜り度いと存します

就ては我國に於ける少年受刑者の處遇は最早數年間の經驗を積まれて居るのであるから不肖自らに於ては此點に於て未だ經驗淺きにも拘らず當局の責任として同期間に於ける成績に鑑みて少年受刑者の處遇中二三の事に就き卑見を述べ併て諸賢の教を乞はんとするのであります

少年受刑者の刑罰執行即ち處遇に就ては其根本に

於て教養主義を採用するか若くは懲戒威嚇の精神を主とするかと云ふ事に就ては從來識者の間に問題となりたることあるも今日に於ては教養主義を根本とする結論に就ては殆んど何人も異議を挟まざる所で、我輩も此主義に就て別に異論を唱ふるに非らざるも或は恐る、餘りに教養主義に深入りする爲めに刑罰の嚴正を保ち威嚇懲戒の目的に缺くる所なきやを憂ふるのである尙ほ亦少年受刑者處遇の方法に就ては斯道識者の間に既に定論ある處にして何れも其規程の上に於ては大同小異あるも累進的階級處遇を是認する點は皆其軌を一にして居りまして従つて階級區分法に就ても多くは三階級に分たれ即ち入監時は第三級の嚴正なる晝夜獨居に付し刑罰の峻嚴なることを彼等に充分自覺せしめ且つ既往の罪惡を反省追悔せしめ而して相當期間の經過と共に之を第二級に進めて夜間獨居に付し幾分其規律及處遇を寛和して晝間工場に雜居出役せしむるが例とするのである斯くして第二

級期間を相當經過し行狀善良且つ作業に勉勵なる者は其成績等を斟酌して之を第一級に昇級せしめ監房並に工場共雜居せしむるを例とするのである、惟ふに此の制度に依れば追々刑期の經過と共に釋放日の近くに從つて其處遇を幾分寛恕すると同時に釋放後社會に出づる共同生活の素地を訓練せしむる精神に外ならぬのである、殊に今日我國の制度に於て監獄と社會との中間機關の設備が未だ充分ならざるが爲めに第一級の監獄生活より直に生存競争の激烈なる社會に伍する素地を作らしむる爲めに外ならぬ趣旨である、然るに予輩の短き且つ淺き經驗に依れば此の釋放期に於ける晝夜の雜居制度は理論に於ては固より異論なきも實際に於ては大に將來考慮を要すべき事項と考へるのである試に其理由を茲に開陳せん

以上述べしが如く階級處遇を實施せる第一階級即ち第三級の晝夜獨居拘禁期間は確に刑罰の嚴正と威嚇懲戒の意味を現實に彼等に自得せしむる精神

に外ならぬのであつて予輩の實驗によれば其初犯の者に在りては殊に此の第三級の獨居拘禁期間に於て刑罰の苦痛を感じ既往の惡事を反省し懲戒の目的を達することの多きを認めるのである、又此の期間に在ては從來の懦弱、遊惰、浪費等の惡癖を匡正し惡交を絶たしめ且つ教養主義の目的を達する爲めには監獄官吏の訓諭教導、所有手段に依り善行を勧めつゝあるのであつて第二級に及んでも以上の趣旨を繼續して決して異なることはいないのであつて唯單に處遇の一部を寛恕するに過ぎずして之を夜間獨居に拘禁するの趣旨も亦彼等の間に惡交際より生ずる諸種の弊害を絶たしめんが爲めに外ならぬのである、然るに第一級に至つては晝夜共に同房雜居せしむることは折角曩に教養し來たつた所の規律の保持教養の効果をして減殺せしむるのみならず寧ろ却つて同房者間に新に惡交際を爲し果ては朋黨比周以て出獄後の惡行爲即ち犯罪手段を謀議する等種々なる弊害あることを往

を認めるのであります、尤も第一級即ち晝夜雜居監の分類に就ては種々の注意を拂つて罪質、犯數、年齡若くは犯罪地方別等により之を別異する等の注意を拂ふことは申す迄もないか、尙ほ且つ往々彼等の間には類を以て集ると謂ふ諺の通り甲地に釋放したる者と乙地に釋放したる者との間に出獄後相往來して遂に惡行爲をなして再入監するに至るの實例に遭遇するのであります故に卑見によれば今後累進的階級處遇制度の上に多少の改善を加ふべき必要ありと信するのである、然れば從來實驗施行し來りたる制度の上に更に竿頭一步を進めて長刑期の少年受刑者にして第一級即ち雜居より釋放する者は釋放前一ヶ月乃至二ヶ月以前に於て更に嚴正なる晝夜獨居の拘禁に付し而して茲より釋放することに改正することに致したいと思ふのである

我福岡監獄に於ては前に述べたる如き實例あるを認めまして昨年九月頃より此の理想の下に此の方

法を實行し來りましたが實施後日尙ほ淺くして其效果の如何を茲に論斷する事は勿論出来ませぬけれども想ふに此方法は從來在監中教養し來たつた所の良き成績を繼續して出獄後社會に之を實行することを得せしむる爲めには其效果著しかるべしと思ふのである、今此の方法を假りに名付けて釋放級とでも稱しませうが而して此の釋放後に於ける拘禁期間の長短若くは處遇に付きましては勿論監房等の都合に依り一定する事は出来ませぬけれども普通其期間を一ヶ月乃至二ヶ月間を適當とし第一級處遇を施すべきが正當と考へるのである

少年受刑者に對する刑期の量定少年受刑者に對する刑期の量定は常に當該司法官の苦慮し且つ研究せらるゝ所でありまして我監獄に於ても少年監開設以來司法官の巡視せらるゝに當り此の問題に就き予輩の意見を徴せらるゝことが是迄屢々遭遇した事實でありましたけれども未だ充分なる解答を與ふことを得ざりしことを遺憾に存します殊に

況んや未だ經驗淺き身を持ちまして輕々に此困難なる問題に解答を與ふと云ふことは最も慎重なる考慮を要すること考へるのである、從來監獄當局殊に少年監に關係ある諸賢の説を聽くに少年犯罪者の刑期にして短期一ヶ年以下なる者に在りては其期間短きに失し其間に於て教養感化の效を

奏すること難く概して一ヶ年以上三年以下の刑期を望む傾向あると同時に當該裁判官に於ても往々其意を諒せられて量定せらるゝこととなり居る様であります我が少年監に於ける實例を表示すれば左の通りである

少年受刑者罪各刑期犯數別

罪名	三ヶ月以下	六ヶ月以下	一年以下	二年以下	五年以下	十年以下	十年以上	計
竊盜	1	3	1	1	7	1	1	14
強盜	1	1	1	1	1	1	1	6
詐欺	1	1	1	1	1	1	1	6
横領	1	1	1	1	1	1	1	6
贓物ニ關スル	1	1	1	1	1	1	1	6
文書有價	1	1	1	1	1	1	1	6
毀損	1	1	1	1	1	1	1	6
傷害	1	1	1	1	1	1	1	6
殺人	1	1	1	1	1	1	1	6
放火	1	1	1	1	1	1	1	6
住居侵入	1	1	1	1	1	1	1	6

[illegible]

本表に依りますれば刑期六ヶ月以上一年以下の者最多數を占め一年以上二年以下の者之に亞ぎ六ヶ月以下及五年以下の者順次之に亞ぐを見ます

刑期の量定は固より犯罪の性質、犯人の性格、其他犯罪性の深淺如何により劃一に律することは素より不可能の事でありまして結局裁判官の判斷、自由裁量に任するより外ありませぬのは論を俟たない處であるけれども其犯罪者の少年者たるに成年者たるに因つて其間に差異を設くる能はざるは固より然らしむる所で殊に其犯人の少年若くは未成年者たるが故に特に其刑期を長くすることは出来ないに致しましても刑の効果の有効無効の差

を生ずるに至りましては勢其刑期を適當に量定するの必要を生ずるのである、故に現在の實況に於て少年犯罪者の裁判上普通未成年者よりも其刑期を幾分斟酌量定したる例は少くないのである今日の實況に於て既に以上の通りとしますれば少年受刑者の刑罰執行上に一層の注意を拂ふと同時に監獄當局者の益々責任の重大を加へたる事を感得せざるを得ないのである、即ち裁判所が適當なりと量定したる刑期間に於て充分教養感化の效を奏せざる可らざる事を意味して居るのである、尚ほ換言すれば刑の効果を奏せしむるが爲めに殊更に刑期の延長を要求し裁判官又之に同意して適當と認むる刑期を量定されて居ると謂はなければなりま

せぬ、之を要するに刑期の量正は其刑罰效果の奏效如何によつて決定せらるる問題でありますれば今俄に之を是非することは甚だ大膽に過ぎる嫌がありますけれども予輩が前項に掲げたる實驗及理由よりして見ますれば尠くとも刑期は第二級期間即ち夜間獨居に於て終了すべき期間を以て標準刑とするの可なるを信するのであります即ち具體的に云へば普通初犯は一年以内とし累犯者に對しては大概二年以内を以て適當なりと推定するのである、其理由は前段に於て説明したので更に繰返すの必要を認めませぬけれども終りに予輩は此問題に就き更に一の提議を敢てし識者の教へを乞はんとするのは他にあらず即ち初犯殊に犯罪性の初期の者に對しては寧ろ反對に最短期刑を科せられんことを望むのであります、其理由とする所、少年者の罪惡即ち苟も法律上犯罪と認むべき行爲に就きては其發生の初期、即ち嫩芽の際に於て充分之を剷除し他日犯罪の再生を豫防せんとするのであ

つて換言すれば犯罪少年者に對しては十分なる威嚇警戒を與へ而して再犯の醸生を防がんとするのであります、現今の實況に依れば少年受刑者に對する裁判官は非常なる注意を拂はれ其罪狀、素行、其他の情狀により其行爲比較的輕微なるものに付ては第一回若くは數回を累ぬるに至る迄便宜主義即ち訓戒若くは起訴猶豫等の手續によりて不起訴に付せらるゝ者が多い様である、此便宜主義素より不可ならずと雖も從來初犯として入監する者の内に就き巨細に之を調査して見まするに比較的輕少の犯罪を數次繰返したるに拘らず其都度父兄若くは保護者の手に訓戒交付されたる者其多きを見るが如きは或は其角を矯めんとして終に其牛を殺すに至るものがないではなからうか大に疑を懷くものであります、訓戒釋放の方法に於て素より缺くる所はなけれども少年犯罪者自身に於て訓戒若くは起訴猶豫の恩典處分たる事を了解せずして或は了解するも時日の経過に伴ひ既往の犯罪を寛恕

の下に紹介し適當の職業を授くる方法を講しつゝ、あるも其内父兄の下に歸復せしめたる者にして再犯に陷る者續出し暫時にして刑罰の効果を没却して再犯に陷る者の續々生ずるに至るは甚だ遺憾に思ふのであります之に就ては監獄當局及び世の識者は大に研究を要すること、信するのである何となれば今日少年者の保護は父兄の許に歸住せしむるを可なりとすれども其保護者たるや多くは低階級の者にて家庭の不良父兄の暗愚其他犯罪性に縁近き境遇に復歸せしむるか爲めに斯る父兄をして充分の監督保護を全ふせしむることは到底困難でありまして即ち犯罪者を出したる家庭は更に刑餘者を迎ふる譯でありますから充分の効果を奏せざる事は固より已を得ないのであります、尙ほ最後に少年刑餘者に對する保護に就て尤も必要なることは彼等を最初犯罪に至りたる動機、遠因若くは近接の境遇より離脱せしむる事である、少年受刑者の犯罪原因及動機を調査すれば數十種に止まら

ざれども要するに個人に就て犯罪を醸生されたる地、物、其他惡原因より全く脱せしめて境遇を轉換せしむる方面に於て相當の保護を與ふる事は即ち再犯を豫防し彼等を犯罪に遠ざからしむる所以であるところである、例へば九州に於て門司小倉、八幡、長崎等に於て浮浪若くは惡誘惑の境遇より犯罪するに至りし者をして遠く農村に親族父兄ある者は必ず其父兄に引渡し農村生活に馴致せしむる方法を執りつゝあるが未だ其實績の見るべきものなしと雖も亦以て效果の鮮少なからざる事を信するのであります、是れはほんの一例に過ぎるも亦以て他を類推し得べきを信し省畧することとする。

予は看守諸君と語る (九)

有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君、諸君が戒護者としての

一氣質に就て、茲に聊か予をして語る所あらしめよ。

この事たるや何でも無いやうなれども、而かも其執務上に關する所や頗る大にして、決して或る人々の輕視するが如きものに非らざるは予が斷言して憚らざる也、詰り諸君の仕事が面白く行くのも行かぬのも、唯だ此の氣質如何に由ると云ふて差支あらざるべく、而して面白く行く時の如何に諸君公私の上に功益の多かるべきかは、茲に細説するまでもなし、其代り面白く行かぬ場合も又た如何に不都合の多かるべきかは、更に多言を俟たずして明かなる所也、尙ほ之を在監者の側より考へて如何にと云ふに、开は諸君の學力才能の出來不出來よりも、氣質の良否が遙かに多く彼等の利害に關係するが故に、彼等は何物よりも先づ唯だ質の良き看守の下に使役せられんことのみを、明暮れ希ふて止まざる也、蓋し氣質の關係や仔細に既往の實驗に徴して考へ來れば其重大なること實

に思ひ半ばに過ぐるものあるのみならず、或は未だ吾人の想像だも及ばざる程の深きものなしと云ふべからず、故に吾人は此の點に向つて尙ほ十二分の注意を拂ふの義務あることを認めずんばあらざる也、

是に於て予の言はんと欲するものは、即ち彼の氣六ヶ敷神經質のこと也、元來此の氣質は如何なる人にも損なものの、又た他人にも大に迷惑を掛けるものなることは、よく／＼人の知る所なれども、別けて在監者を取扱ふ戒護の役に該る人には、實に不似合至極のものにして、之が爲めに如何に自身を損するものか計り知るべきに非らず、手早く言へば第一腹の立つことや癪に障はることの多きは、全く斯かる人の持前にして、殆んど憤怒すること叱咤する事が、其の役目たるかの如き有様に陥らざるを得ざる也、斯かる始末なれば頼と其職務に面白味を持つ能はざるは勿論にして、而して面白味の無き所、即ち之れ趣味の無き所なれば、

其職務が適當に行はれず、其神聖が十分に保たれぬのは、素より其所なりと謂はざるべからず、又た此の質の人は其氣を揉むこと非常にして、其爲めに只た自ら焦ら立つ事のみ多ければ、何時も顔面蒼白顔肉こけて、一見局量の狭き悲觀相の掩ふべからざるものあるは、實に憐れ氣の毒なる顯著の事實と云ふべし、尙ほ且つ其結果は遂に身體も精神も共に困憊せざるを得ずして、其職務に堪ゆる能はざるに至るは必然の成行なりとす、況んや在監者は斯かる氣六ヶ數人の下に在りては、恰かも秋の空の風模様如く、或は又常時定りなき猫眼の如く、其お機嫌の變化極りなく忽ちにして喜び忽ちにして怒り、殆んど節制なきアヤフヤなる感情の下に、支配せらるゝものなるが故に、苟くも其お機嫌を損せず、意地悪るき取扱に苦しめられざらんとするには、其苦惱一通に非ず、只だ戦々競々として彼等は實に薄氷を履むの思ひなき能はざる也、如此にして在監者に至正至公なる國法

の威嚴を仰かしめんとするは寧ろ之れ無理の注文たらすんば非らざる也。
心廣く體胖かならざれば、ヨシ物の道理は能く解つて居ても、之を實行し得るものに非らず、此の事は何んと云ふても確かなる事實也、然るに看守諸君の役目は素と之れ總て實踐窮行を以て其本領と爲す(豈に獨り諸君に限らんや)ものなれば、物の道理が解つて居るのみにては、何の役にも立たざるのみか、若し知つて居ること並に指揮命令せられたることを、悉く實際に實行する能はすんば、其職務は殆んど何等の意味をも爲さざる、無駄事に終はらざるを得ず、而して之れ多くは神經質の爲めに、心廣く體胖かならぬより来る自然の結果とせば、何と之れ神經質の有害も亦た懼るべきに非ずや、要するに心廣く體胖かならざれば、判斷力も悪くなれば、斷行力も乏しくなり、將又た平和安心の念も無くなる、斯くては人上に立ちて正しく法を執り、允當に道を行ふことの至難なる

は勿論にして、到底其資格ある者とも言ひ難かるべき也。

由來神經質の人は才氣に富み智識も亦たあるものなれども、但其代り又た嫉妬怨恨の念熾にして、殊に復讐心の強きことも其人の持前と謂ふべきもの也、是れ故に犯罪者に對しても動もすれば、其罪を惡んで其人を憎ますと云へる、君子人の教に則たる能はずして、無暗に犯罪者を憎み、而して人道上よりも其境遇に對し同情を寄することせず、従つて感化歸善が行刑の根本義なることをも閑却せんとす、勢ひ茲に到れば往昔未聞人が考へて、唯一の行刑法と爲せし懲苦若くは威喝のみを重んじて、總ての行方が皆之に傾き、而して時に或は復讐的に取扱ふことが、如何にも道理であるかのやうに思ひ、且つ其れにて感情をも大に満足せしむるやうのことすら、之れ無しとせざる也。

今や我が帝國監獄官吏中一人も、斯かる時代後の考を固執する人なきは、予輩の堅く信せん

する所なれども、併し乍ら若しも遠く根本に遡りて自身を顧み、以て其氣質矯正に深く意を用ひざる時は、何れの時か不知不識の間、遂に思はざる所の陋見舊習に囚はれるの虞なしとせざる也、夫れ大正の今日開くだに耻かしき、時代後れテ汚名を蒙るが如きは、之れ豈に我が親愛なる看守諸君の屑しとする所ならんや、予輩が茲に一言して其の注意を望む所以のもの即ち之が爲め也とす。



大正六年四月末日現在受刑者刑名表

(△、減)

刑名	期	無期	十五年以上	十五年未滿	十年以下	五年以下	三年以下	一年以下	六月以下	三月以下	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
男	四七五	八〇〇	一、一九七	九、二二一	六、七二五	六、一五五	八、九六四	八、一〇三	三、九八八	一、二八三	六三	四九六	四四五	一六	五一
女	二一	三七	三八	二二七	二五八	二七二	三八三	三五三	二二〇	一〇六	一	八二一	九七二	一	一四九
計	四八八	八三七	一、二二五	九、四四八	七、〇三三	六、四二七	九、三四七	八、四五六	四、二一八	一、三八九	六三	一、二〇一	九、四四九	一六	一四九
前月末日現在	四八八	八二一	一、二〇一	九、四四九	六、九八三	六、四一六	九、二五七	八、四六九	四、〇八二	一、二六三	七三	九、四四九	九、四四九	一六	五一
前年同月末日現在	四八八	八二一	一、二〇一	九、四四九	六、九八三	六、四一六	九、二五七	八、四六九	四、〇八二	一、二六三	七三	九、四四九	九、四四九	一六	五一
前月比較	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
前年比較	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

大正六年四月末日現在在監受刑者罪名表

(△、減)

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
強盜	二四、九二八	八四九	二五、七七七	二五、六八八	二五、五〇六	△	△
竊盜	二、四九二	二〇	二、五一二	二、五一四	二、六八九	△	△
賭博及ヒ窩藏	三、三五八	九九	三、四五七	三、一八七	三、五七四	△	△
詐欺及ヒ偽喝	五、六一一	一一九	五、七三〇	五、七一六	五、七〇四	△	△
計	三三	三	三六	三六	三六	△	△
前月末日現在	三三	三	三六	三六	三六	△	△
前年同月末日現在	三三	三	三六	三六	三六	△	△
前月比較	△	△	△	△	△	△	△
前年比較	△	△	△	△	△	△	△

總計	規				法			
	警察廳令及 警察令	警察廳令及 警察令	警察廳令及 警察令	警察廳令及 警察令	陸海軍刑法	森林法	徵兵令	郵便電信法
四七、一四七	四四六	一六	七五	一四九	三三	一二八	一三	三二
一、九七五	六四	五	五四	三	二	一	一	一
四九、一二二	五一〇	二一	二二九	一五二	三三	一三〇	一三	三三
四八、六一〇	四五七	九	一九	二四	三〇	一七	一三五	三三
四八、八九六	六四四	二二	二一六	一三六	三八	一七	一六五	五〇
五二二	五三	二一	一〇	三八	二	四	五	〇
二二六	一三四	一	八七	一六	六	四	三五	一七



計	法				刑			
	其 略取及 誘拐 他	放 住居 チ 使ス 火	通 走 犯人 藏 匿 及 證 憑 湮 滅	公 務 執 行 妨 害 過 走 犯人 藏 匿 及 證 憑 湮 滅	墮 胎 及 監 禁	殺 人 及 監 禁	傷 人 及 監 禁	重 傷 及 監 禁
四六、七〇一	二二四	一八〇	一、二四	一、二四	二五	二八	一、四四七	三二一
一、九一一	一三	九	二五三	一	九〇	二九	一八一	一二
四八、六二二	二二七	八九	一八一	一、三七七	一五	一五七	二、三三九	三三三
四八、一五三	二三四	八八	一六六	一、三七八	一〇四	一五九	一、四四三	三七〇
四八、二五二	二二一	六四	一六六	一、四九七	八七	一五〇	一、三九〇	三一八
四五九	三	一五	一	四	一	三	二〇	三五
三六〇	二六	二五	二〇	一六	二八	二二	五一	八八

寄書

○房前の讀書に就て

福島監獄教務主任

本監に於て去る大正五年十月より夜間監房前に於て平易なる書籍を讀み聞かせ、讀書力なき者に趣味を與へ又逸居不善の機會を少からしむると同時に、兼ねて教誨の補ひとすることを試み、爾來引續き今日に至りたるが、極めて効果あることを認め得たり。勿論これについては第一讀むべき書籍の選擇に意を拂ひ、次には之を讀み聞かすべき回数及時間を考慮し、更に之を讀む方法に相當の研究を要す。

本監に於ては開始以來僅かに七八月にして、未だ確乎たる自信を以て斷定を下すこと能はずと雖も、今日迄の結果に就て見れば、意想外に有効な

りしことを——當監の受刑者の上——に斷言し得べし、しかし是れ或は一時的現象にして、漸次效力の減少せるに至るや否やは豫想すべきに非るもよし一時的のものとしても多少彼等受刑者に効果を與へ得たるは、私に吾人の喜ぶところなり、而して夜間監房前讀書の結果は如何といふに、第一、日曜祭日等の教誨に對して謹聽せしむる手引となる、即ち夜間極寒酷暑を厭はずして、教誨師が三十分なり一時間なり熱心に大聲を絞つて、我等受刑者の爲めに同情を以て慰安を與へ呉れるこの親切に對しても教誨師の話す所を傾聽せざるべからずといふ、感恩の精神を以て教誨に對するに至る。第二、日曜祭日の教誨を深く印象せしめ能ふ。著名なる書物の權威によつて一層教誨の意味を彼等の心裡に深く刻みつくべし。第三、囚情を柔らめ能ふ、隨て監房内に犯行を減じ平和なる心を養成せしめ、行狀及作業勉勵等にまで多少好影響を與ふるならんと思ふ、以上は一部の

寄書

書

觀察に過ぎざるも、表面に直接に現はれたるところは大畧斯くの如し。勿論監房構造の如何によつて、其實行の難易效果の有無に相違を生ずべき歟最後に本監に於て昨年十月以後讀みたるもの、中『忠孝道話』なる書物を讀み聞かせし結果を、最初より最後まで聞きし者百九十二名について調査し、左に掲げて大方の參考に供す。

一 解釋力

了解
半解
難解
計

二 讀書教誨に對する感想

貞女の話

親孝行の話

全體感ぜり、特に記憶せず

其時に感ぜしも忘却せり

感ぜし點なし

忠孝、心の持ち方、其他抽象の理論道理を理解せしもの

一五九
二七
六
一九二
二二
一七
九
九
一
三

其他、感じありしもの
計

三 書籍選擇に對する希望

今迄通りの書物類(忠孝道話の)

家族の情愛を書きしもの

實業に關するもの

佛教又は信仰慰安に關するもの

單に精神修養のもの

小説又は講談本

社會の事情又は處世上に關する本

史傳もの

新しい本

成功談

兵事に關するもの

一層平易のものを希ふ
別に希望なし
計

一一
一九二
一〇二
七
二
一五
一五
五
五
四
二
二
二
二
四
三〇
一九二

○指紋の法則

(本第三十卷第五十號)

右は左手中の示指、中指、環指が有する指紋の
司法省指紋部 藤井 藤藏

價を調査分類したるものなるも、之依にり各々有する特徴(所謂法則)を發見し得べし其主なる點を擧ぐれば

- 一、可。狀。紋。は總數より見るときは千分の三十五を占むれども示指に多くして環指は僅に千分の七に過ぎざる。
二、甲。種。狀。紋。は總數より見るときは千分の五十二を占むれども其大部分は示指にして環指は僅に千分の二に過ぎざる。
三、乙。種。狀。紋。は總數より見るときは千分の四百四十三を占むれども各指に付仔細に觀察するときは平等均一なる價を得ざる。
四、流。狀。紋。は總數より見るときは千分の四百五十四を占むれども上流中流下流の各種類に著しき差隔ある。
五、指。頭。若。く。は。指。頭。隆。線。の。缺。損。は總數より見るときは千分の十六を占むれども各指に付觀察するに示指に於て其數多きを示す、示指は左手と雖も中指環指に比すれば負傷其他指紋を害すし得たること。
六、指。頭。若。く。は。指。頭。隆。線。の。缺。損。は總數より見るときは千分の十六を占むれども各指に付觀察するに示指に於て其數多きを示す、示指は左手と雖も中指環指に比すれば負傷其他指紋を害すし得たること。

べき危險に接する多きを認め得べきこと (未完)

○年内再入に就て

渡邊 圓流

(一)

在監人員が減少する傾向あるに比して累犯率の昇進する趨勢にあるは都鄙の監獄を通して等しく之を認むるの一事實なりとす、之累犯率の減少を計るに各監獄意たるは此れ蓋し行刑の理想なればなり、然して累犯因處遇監にありては最も此點に力を注ぐ處なかるべからざるは今其所由を述ぶるを要せず、累犯者の出入最も頻繁なりと目せらるる我巢鳴監獄に於て大正五年内に執行せし累犯者中年内歳入に就て其一般を摘記し聊か卑見を加へて高教を乞はんことを庶幾ふ

(二)

大正五年に於ける年内歳入者の員數は實に四百七十名を算したり——此數は大正五年末現在の調

查にして同年中他監押送者を漏らしたり——然して先づ再入者の前出監獄數は三十一監、七分監外陸軍衛戍監二なり、今各監獄に其人員を配せば左の如し

Table with 2 rows of prison names and their corresponding counts. Row 1: 1 巢鴨監獄 (一八三), 2 千葉監獄 (一〇四), 3 川越分監 (二〇), 4 前橋監獄 (一六), 5 横濱監獄 (一六), 6 東京監獄 (一三), 7 甲府監獄 (一五), 8 盛岡監獄 (八), 9 浦和監獄 (八), 10 新潟監獄 (六), 11 小菅監獄 (六), 12 宇都宮監獄 (四), 13 十勝監獄 (五), 14 宮城監獄 (三), 15 土浦分監 (四), 16 大阪監獄 (三), 17 静岡監獄 (四), 18 長野監獄 (三), 19 名古屋監獄 (各三), 20 青森監獄 (各三), 21 福島監獄 (各三), 22 札幌監獄 (各三), 23 金澤監獄 (各三), 24 函館監獄 (各三), 25 富山分監 (各三), 26 秋田監獄 (各三), 27 水戸監獄 (各三), 28 陸軍衛戍監獄二各二, 29 京都監獄 (各三), 30 網走監獄 (各三).

Table with 2 rows of prison names and their corresponding counts. Row 1: 33 岐阜監獄 (一〇二), 34 神戸監獄 (一〇六), 35 和歌山監獄 (八〇), 36 淡路分監 (六二), 37 小倉分監 (二一), 38 小田原分監 (二二), 39 松本分監 (各一).

(三)

之等の再入囚は累犯數別に於て如何なる關係を有するや、是れ尠くとも累犯的傾向及心理を究むる上に主要なる問題に屬す、今之を一瞥せば

Table with 2 rows of prison names and their corresponding counts. Row 1: 1 累犯二入 (一〇二), 2 同三入 (一〇六), 3 同四入 (八〇), 4 同五入 (六二), 6 同六入 (二一), 7 同八入 (一八), 8 同九入 (一七), 9 同十入 (一五), 10 同十一入 (一三), 11 同十二入 (一四), 12 同十三入 (一四), 13 同十四入 (一四), 14 同十五入 (一四), 15 二十入 (一).

以上の再入囚は(1)竊盜三三八を最多數とし、(2)詐欺四九、(3)賭博四〇、(4)横領一九、(5)贓物八、(9)家宅侵入五、(7)強竊五、(8)傷害三、(9)私印偽造行使一、(10)恐喝一、(11)誣告一、の順序を以て犯罪を

構成し、年内歳入の犯数を累ねたるものなり、今之等累犯の性傾向を省察せんか、彼等累犯囚の謂所累犯の行爲の發動は主として犯罪的潮流を爲して進行するものなるかを思はしむるものあり、即ち此潮流は支配されたる累犯は其自覺域の進むに従つて減少す、今累犯數別に表示せしが如し、累犯二入一〇二、同三入一〇七の如きは其最高潮に達したるものといふを得べく、同四入八〇、同五入六二、同六入三一……最後二十入に至つては僅かに一人を算したるのみ若し此數字の示すが如くんば二入三入の最高潮期より漸次低落下降するは行刑及社會的境遇乃至は自己暗示によつて與へられたる自覺域に進むもの尠からざるに由るなるべし、之等は更らに犯罪に陥り易き起點に立つも四入以上の累犯者に比し犯罪的素質の分量に於ては尠きものあり、故に累犯監獄及累犯囚拘禁の監獄にありて其最も行刑上改正を致すべき對象は此犯罪の高潮期にあるものに專注するの手段無かるべ

からず、即ち二犯三犯囚に此意味に於て其標準たるべきものにして處遇、拘禁、作業、感化の方法又此處に備へざるべからざるや必せり、單に初犯監獄と累犯監獄、初犯囚と累犯囚といふ二分類を以て行刑の目的を達せんとせば此れ餘りに大難把の分類にして其内容の極めて形式的に陥り易き現状にあるを奈何せん

(四)

之等再入者は各監出監後幾何の社會的生活を爲したるかを考察する爲めに先つ再入迄の期間を査閱するに次の結果を示せり

1	一ヶ月以内	六	2	二ヶ月以内	五二
3	三ヶ月以内	九五	4	四ヶ月以内	八一
5	五ヶ月以内	六四	6	六ヶ月以内	六〇
7	七ヶ月以内	四二	8	八ヶ月以内	二〇
9	九ヶ月以内	二五	10	十ヶ月以内	七
11	十一ヶ月以内	一二	12	十二ヶ月以内	六

之表によりて得たる處のものは年内再入に至りし時間にして三ヶ月以内、四ヶ月以内の再入數を

最多數として漸次下降す、然し彼等が出監後に着手せる犯罪期の真相に至りては意外に敏速なるものあるべし、裁判の判決文に既に幾分の真相を告白するを見るも若し彼等の眞の内面に立入らば蓋し犯罪の着手は多くは出監後一二ヶ月の間に於て構成さるゝものなるべきを推定して難からず、此項の調査は別に是れを試みんと欲す

(五)

累犯者が社會的生活に安んずるを得ざるの理由を少しく詮索せば先づ彼等の犯罪原因に之を徴するに

- 1 窮迫八五、2 遊蕩七二、3 耽酒六二、4 私慾及射倖
- 四三、5 就職難四二、6 怠惰三三、7 賭博二九、8 刑餘の不信二二、6 放浪二〇、10 出監者之交友及誘惑一四、11 惡友の誘惑一二、12 買喰八、13 虚榮及奢侈六、14 自暴自棄六、15 上京せんとして四、16 見物及旅行の快樂四、17 酒代を得んとして三、18 商賣の資金を得んとして一、19 財布を見て、20 警察の誤認、21 新聞記事に迷ふて、22 渡支を企てゝの二十二種の分類を見たり今更らに重なる犯由中に

就て聊か其内容を究明せば次の如きものあり
窮迫……八四

- (イ) 他人と權利を争ふて窮す
- (ロ) 家庭の貧困なる爲
- (ハ) 雨天の爲商賣及労働出来ざるもの
- (ニ) 怠惰の爲
- (ホ) 家庭不良なる爲
- (ヘ) 労働に就事中足を負傷した
- (ト) 病氣の爲歸國せんと欲して
- (チ) 途中雨に降られて
- (リ) 愚鈍にして獨立の資格無し
- (ヌ) 保護會を脱して
- (ル) 妻子及身寄を捜して得ず
- (レ) 一定の職無き爲
- (ロ) 借金取に苦しめられて
- (カ) 賃銀の値下げに遇ふて
- (ミ) 妻帯新世帯を作る爲
- (タ) 父兄の不信用の爲
- (レ) 不具の爲商賣目的と違ふ
- (リ) 身體虛弱の爲醫藥に窮す
- (シ) 路銀に窮す
- (ホ) 煙草代に窮す

(ナ) 相槌に失敗せし爲
(ウ) 縁談廻るも準備の金が無かつた
遊蕩……七二

(イ) 銘酒屋の女と關係した
(ロ) 遊蕩通を始めた
(ハ) 女工に關係した
(ニ) 酌婦及宿屋の女中と關係した
就職難……四二

(イ) 出監後病氣に罹りて
(ロ) 身體虛弱なる爲
(ハ) 妻子病氣の爲
(ニ) 雨天糧の爲
(ホ) 手内職不振の爲
怠惰……二三

(イ) 前後の思慮無し
(ロ) 芝居や見物に耽りた
(ハ) 無錢遊興や飲食に耽つた
(ニ) 一定の職業を習得せざりし爲
(ホ) 意思薄弱なる爲
利餘の不信用……二二

(イ) 利餘の不信用の爲萬事錯誤を生ず
(ロ) 前科露見を恐れて轉々其雇主を換へた

ふべからざるもの即ち累犯の犯因と爲す、之を直ちに捉へて常習性犯と見繕るも淺見、之を監獄側と歸せしめて行刑力の不徹底とする世人も誤れるものなるべし

(一)

累犯因矯正の燒點は幾多の犯因を背景として累犯の高潮期にある個性の上に注がざるべからず、高潮期にある累犯者は左の二方面の特異點を有す

(一) 犯罪の傾向は可型的である
(二) 犯罪の感念は内省的である

二入若しくは三入の高潮期にあるものは其犯罪的原因が外的にあれ内的にあれ累犯成型を爲さずして犯罪の傾向は可型的である、故に行刑上改正を致すべく其特殊の方法を與ふるを惜まざれば多くは犯罪の成型を爲さずして救ふことを得べし
初犯因が動もすれば行刑の或る威嚴に壓迫され易くして深刻の内省感念乏しきに比し高潮期の累

(ハ) 他へ出發せんと焦慮した
放浪……二〇

(イ) 上京して目的も無く遊んで居つた
(ロ) 家庭の折角巧く行かぬから
(ハ) 適當の保護者が無かつた
(ニ) 何となく家出して淺草邊を彷徨した
(ホ) 身寄や友達の居所が分らぬので
自暴自棄……六

(イ) 目的の過大と收入の不足
(ロ) 利餘の不信用の爲事毎に失敗して
(ハ) 成功を焦りて失敗したる爲
(ニ) 遊興に耽溺の結果
(ホ) 妻より離別を迫られて

累犯の原因種々ありと雖も若し之を二種に分類せば一は外的原因にして就職難、生活難の如き生の欲求に對して得られざる窮迫苦痛、一は内的原因として精神的缺陷に求むべし、意思薄弱、自暴自棄、良心麻痺、怠惰等にして又生理的缺陷之に附隨して假令外界的にまれ内界的にまれ其由來する處横に錯雜極り無し、縦に深刻變轉容易に窺

犯因は犯罪觀念は内省的である、故に此意味に於て初犯因より累犯因は行刑上反て有興味なり今之等内省的感念を綜合せるものを列舉して此稿を收むること、せん、但し次に擧ぐるものは凡て二犯因として巢鴨監獄に執行中の累犯者にして前各所の監獄に初犯因として處遇せられたるものが累犯者として初犯時を回想せし内省的意見の代表的なるものなることを附記す

(一) 初犯時に階級處遇を受けて分房獨居拘禁より漸次工場出業せしも行刑裏面の或る一種の刺激を受けること無かりしは偶々以て刑の執行を空過したるの憾みありといふもの
(二) 初犯時は處遇上比較的優遇を受けて心自ら得意となり監獄行刑力を蔑如したる嫌ありといふもの

(三) 初犯時は刑の執行概ね短期である故に執行せられた我境遇の變化に怪疑の誑を解かんさしつゝある中に刑期に終れりといふもの

(四) 作業上に於て作業其ものか既に苦痛的な上に督勵又頗る嚴にして更に假借無き爲心身を驅使せらるゝ度強しといふもの

(五) 初犯時にありては作業の種類によつて戒護者の取扱を異

にす故に特殊の技を有するものは深切に取扱はるゝ爲監獄生活に愉快の中に経過したりといふもの

(六) 初犯時は家族及親族が比較的同情を興る故に依頼心強し爲に肉體に苦痛を感じつゝ精神上自ら慰安あるいふもの

(七) 初犯時は多く獨身である、家庭上職業上の煩悶懸念無きさいふもの

○優良兒童の犯罪

(大正六年五月一日日本兒童學會に於て報告)

小田原分監長 黒田 源太郎

大正五年中我小田原分監に收容せし少年犯罪者百八十四名に就て其精神狀態を區別すれば普通百十名精神低格六十九名内(癲癇症を併せ有する者三名)神經病精神病各一名にして即ち百分の六十は普通者百分の四十は精神薄弱又は低格者なり此は唯一ヶ年の統計に過ぎざるも最近三ヶ年の狀況は略同一なりとす斯かる精神異常者が犯罪するは敢て不思議にあるざるも普通者の中に小學校時代の優良兒童六名ありしは父兄及教育家の注目に値するものである今此等優良兒童が犯罪せる概略の

徑路を見るに

一、十七歳未満 實父母存生、宅地住宅を合せ時價二百圓農小作にして生計普通、家に在りては父母の命を守らず姉とも時々争へり、尋常小學校を卒業し成績優良賞を受くること四回行狀少しく粗暴喧嘩を好み時々鐵鬼大將となり、十四歳初めて東京の足袋屋へ徒弟に遣はされ翌年大工に轉せしも病氣に罹り一時歸宅して十七歳再び上京西洋洗濯屋に雇はれ洗濯物の集配をなせる間に空腹に堪へず間食の費用に窮し洗濯賃を横領せり(變質者なり)

二、十六歳未満 實父母存生父は鍛冶屋たりしが能めて信託會社の外交員たり生計普通、尋常小學校を卒業し成績優良操行善良性質温順にして讀書を好み小説、少年雜誌を耽讀し飛行機の玩具を好み、卒業後父の鍛冶工を見習ひ後大阪の某鐵工場に入り趣味を以て従事申父は商店の徒弟たりしめ更に郷里に呼び戻せり、歸宅後飛行家又は自動車の運轉手たらんとて父の許可を得ず終に父の金六十圓を持ち出し逃走東京に來りしも適當の就職口なく終に窮迫の餘犯罪せり

三、十六歳未満 實父母存生父は植木職にして生計貧困、三歳にして實母死亡二ヶ年間里子に遣はされ八歳より繼母の手に生育せられしも繼母に子なく實子同様に愛せり、尋常小學校を卒業し學年進むに従ひ成績漸次優良となりしも行狀は之に反せり

言語寡黙なり、十五歳川越町附近の藥種商の徒弟となり忠實敏捷に立働き主人の信用深かりき、昨年初め染料暴騰の際内證に染料賣買の媒介を爲し二百圓の巨利を占め誘惑せられて田舎藝妓の容色に溺れ終に遊蕩費に窮し主家の染料を竊取す(未完)

○監獄衛生雜感

(第三十卷 第二號續)

金澤 石崎 貧樂生

第二には遺傳物質は相互の間に關係があつて同一體内に相匹敵せる遺傳物質が一緒になると一つか他の一つの爲に蔽はれて現はれて來ない其の現はれて來ない方を劣性と云ひ現はるゝ方を優性と唱へるのである、之を優劣の法則と唱へる

第三には斯く優劣の關係があつて此の兩者が同一の生殖細胞體内にあると優性は現はれ劣性は隠れるけれども然し乍ら遺傳物質は何處までも獨立性を失はないのであるから優劣兩性の遺傳物質が別々の生殖細胞内に入る機會があると一旦隠れたる劣性も再び現はれて來る之を分離の法則と唱へる

以上の三大法則はメンデルの名譽の爲にメンデルリヌスと唱へるのである

人間の遺傳研究も矢張りメンデルリヌスに依つて支配さるゝことを證明するに至つた人間の遺傳研究は甚だ困難である第一人間にあつては動物の様に勝手に甲と乙との間に子孫を作る譯には行かす第二に人間は發育して生殖を爲すに至る迄に長い年月がかかる故に一人の學者一代の仕事では到底十分なる成績を擧げることには出來ぬ第三には人間の遺傳に於ては其關係が非常に複雑して單に皮膚の色、毛髪の色、の如き者でなへ澤山の遺傳物質が相集つて出來て居るものである故に人間の遺傳研究は最も困難にして漸く其緒に就いた計である○吾人が變化淘汰遺傳の三つを根據として生物の改良就中當面の大問題たる人間の改善を計らんとするに際しては外界に於ける外的諸條件例へば衣食住を改良する衛生とか乃至は法律とか宗教とかは之を其人一代に施して効果を擧ぐることは出來

るが併し根本的に人間の改善を行ひ之を子孫に傳へんとするには頗る價値の尠ない者で、どうしても吾人は善良なる種性換言すれば良き遺傳物質を有つて居る者を撰んで之を子孫に傳へ之に反して惡しき遺傳物質を有つたものは可及的其剪滅を計り之を後代に傳へぬ様に注意せねばならぬ人種改善の方法は此の明白なる二方針に盡きて居る而して斯の如き關係の下には淘汰作用が充分なる効力を發揮することが出来る

此二つの方針の中間に就いて惡種を除剪することを消極的人種改善と云ひ之に對して人の優良なる種性を保護して後代に傳へることを積極的人種改善と唱へるのである其中何れが大切であるやと云ふに之に對する學者の意見は一致して居らぬ例へばゴルトンの如きは良い種を後代に残す事、即ち積極的人種改善を主張した之に反してラツセルの如きは寧ろ消極的人種改善を急務と見做して居た勿論此二つを並び行ふことが出来れば最も理想

的であるが併し積極的人種改善は其實行が消極的人種改善に比すれば一層困難であるから目下の處人種改善學者は前者は暫く之を措いて専ら後者に向つて努力して居る

今消極的人種改善學が如何に刻下の急務であるかに關して統計上の事實を基礎として述べんに一九一二年の合衆國の統計に依ると一八五〇年には在監囚徒數が六七三七人であつたが一九〇四年即ち約五十年の後には之が十萬人に殖えて居るそこで人口十萬に對する囚徒の數を見るや一八五〇年には二九人であつた者が一九〇四年には一二五人と云ふ多數になつて居る即ち五十年間に同一人口に對する囚徒の數は四倍になつて居る是に因て見ても惡種が普通種若くは良種に比して如何に其繁殖力に於て盛んであるかを想見することが出来る之には無論外界の關係も加はつて居るには相違ないが併し其主なる原因は內的條件即ち種性であることは言ふ迄もない又、殺人犯を行つた者に就て

見ると一八八五年から一八八九年の五年間には人口百萬に就て僅に三八、五であつたものが一九〇二年から一九〇六年の五年間には一一〇人に増して居る

我日本でも明治三十三年には在監囚徒か五七七〇二人であつたのが僅か十年を経過せる明治四十二年には六六五五六人になつて居る即ち十年間に一割二分の増加をして居る又無期徒刑者は明治三十年には八〇六人であつたが明治四十年には一七五六人に増して居る

次に英吉利に於ける精神病者の統計によると一八七六年から一八九六年迄に十年間に人口千に就て五、四人であつたのが増加して一一、六人に高つて居る即ち二十年間に殆んど二倍になつて居る又英國では一九〇一年に約六萬人の白痴者痴愚者中一萬九千人即ち總數の三分の一は結婚して遠慮なく其の惡しき種性を傳播して居る

次に又此の惡種が繁殖する爲めに人間社會が何

れ丈の厄介を受けて居るかに關して二三の統計を舉げて見ると一九一一年には亞米利加では精神薄弱者が二十萬人盲人が十萬人聾啞者十萬人感化院に在る者が十萬人在監囚が十萬少年犯罪者が二萬三千人其他尙ほ種々なる救護所の厄介になつて居る者が約二百萬人もあつて大體三百萬人にもなる而して此低級なる人々の爲めに年々二億幾千萬圓の費用を投じて居ると云ふことである之は單に直接之を救済する爲の費用丈であるが其他社會が此の爲に直接間接に蒙る損害は到底舉げ盡すことは出来ない

次に又、一九一一年に獨逸の「ウムシャウ」と云ふ雜誌社で懸賞をして如何に低級者の爲めに社會が浪費せねばならぬかを調査したのであるが漢堡の役人でゼンヌと云ふ人が、それに應じて賞を得た統計に依つて見ると漢堡で救護を要する者の爲に年々費して居る金額は府廳から約二千六百萬馬克即ち我が一千三百萬圓又私立の慈善團體が

ら出費して居る額が五百八十萬馬克合計三千八百八十萬馬克の巨額に上つて居る之を頭數に割つて見ると一年に一人で三五馬克余即ち我拾八圓の負擔になるのである然るに漢堡市廳で取れ入れる所の直接所得税は總額三千萬馬克で一年一人に就き三六〇馬克である又一九一一年の統計によると「プロイセン」の種々なる救護所で養つて居る厄介者は十三萬三千人、其爲に三千三百萬馬克を支出して居る即ち一人に就き一年に二五〇馬克を要するのである柏林の如きは加之一年一人に百二十乃至百三十馬克の補助で足りるけれども低能兒の爲に設けられたる補助學校となる二百五十馬克もかゝる現今獨逸には約一十萬人の學童が居り而して其の一、二%即十二萬人は低能兒である故に若し此多數の低能兒の爲に悉く補助學校を設けたならば年々三千萬馬克を其の爲に費さなくてはならぬ勘定である

斯く單に金錢上から考へても低級者が社會に蒙

らしむる損失は非常な者である而かも吾人が最も寒心せねばならぬことは此等の低級者が自由に結婚して遠慮なく鼠算で其惡種を後代に傳播して居ることである抑も手を入れない花園には雜草が蔓びけると同様に人間界に於ける繁殖も亦之を放任して置く惡い種性を有つた者が盛んに増殖して底止する所なき者である吾人は人類全體の永遠の幸福の爲に一日も早く此等惡種を排除する策を講じなければならぬ

然らば其方法は如何と云ふに如何に惡種なればとて之を撲殺することは到底人道と相容れぬことである茲に於てか吾人は未來に注意して將來に於て斯くの如き惡種が其忌むべき遺傳物質を傳播せぬ様に努力せねばならぬ換言すれば何等かの方法によりて彼等の生殖細胞の作用を制止し之をして生殖不能に陥らしめて惡しき遺傳物質の蕃茂を防げはよいのである

亞米利加に於ては千九百七年合衆國「インデア

ナ州か一の法令を出し次て千九百九年には「コンネクチカット州其他の諸州も漸次之に習ひ重罪犯人、常習犯人、白痴、痴愚の者には男子では輪精管切斷法女子には輪卵管切斷法を施し受胎不能に陥らしむる様にした之れ性交に故障なく人道上非難すべき者に非ずと云はれて居る近時光線を畢丸にあてると同様の目的を達するに極めて都合の好いことが明かとなり之を應用せらるゝに至つた兎に角遺傳物質は原素の如き者であり何處迄も其獨立性を失はぬ者である故に善き遺傳物質にせよ惡しき遺傳物質にせよ一度夫れが家系の中に入り込んだら未來永劫消え失せない夫であるから子孫百年の長計を爲さんと欲する者は何はさて措き先づ種性の選擇に十二分の注意を拂はなければならぬ古來文明諸國に於て門地門閥を尊重せしは階級制度の因習に捉はれた結果ではあるが併し識らず知らずの間に人種改善を實行して居た者と言ふべきである又遺傳物質は代を重ねれば重なるほど夫れが子孫に及ぼす影響が少なくなる換言すれば

後から入り込む他の遺傳物質の爲に其力は薄らいで來る夫であるから一度良い遺傳物質が家系に入つたからとて何處までも安心してはならない必ず終始注意して良い遺傳物質を入れることを怠つてはならぬ然らざれば決して積極的人種改善を完全に遂行することは出來ぬ

又一度悪い遺傳物質が入り込んだからとて徒らに悲觀するに及ばぬ絶へず健全なる家系を選んで結婚すれば代を重ねるにつれて其忌むべき遺傳的關係を減退せしむることが出来る

併し又其種性が如何なる發達を遂げ得るかは一に懸つて外的諸條件の如何にあるのである良い種子を蒔いても肥料を十分やらなければ完全なる收穫を得られないと同様に如何に「ユーゼニックス」によつて種性の改善を計つても外境の諸狀態を改良しなければ到底満足なる効果を擧げることが出來ぬ此外的諸條件の改良を圖ることを「ユーゼニックス」に對して外境改善學(優境學) Euthenics と唱へるのである

雜 纂

○法制瑣談

霜 翰

□期梅雨

に入り天地鬱陶として萬物倦怠の色あり、徐ろに獄務を談じ靜かに法制を論ずるわ正に此時に於てすべし、請ふ少しく官吏の義務責任に就て語らしめよ

□官吏關係

の最も主要なる效果は官吏が國家に對して特別の義務を負担するにあり、此義務は任官に依て當然承諾したるものと推定せらる、敢て明示の承諾を要するにあらず、而して官吏たることに依て或る種類の國家事務を擔任し其事務を行ふに付ては國家の命令に服従し且國家に忠實なるべきことを約束したるものにならず

□官吏義務

の骨子は忠實及び從順の二様にして此義務は倫理的關係より發生するものたることを記憶するを要す

官吏の義務は之を大要左の如く類別することを

得

- (イ) 職務に服するの義務
- (ロ) 服従の義務
- (ハ) 忠實の義務
- (ニ) 祕密を守る義務
- (ホ) 官吏たる品位を保つる義務

□職務に服するの義務

此義務は居住の義務と職務を離れざるの義務とを包含す、居住の義務とは職務を行ふ地に住居を占むべきの義務にして、職務を離れざるの義務とは濫りに職務上住居を占めたる地を去るべからず又職務を執るが爲めに官署に出勤するの義務を云ふ官吏服務紀律第六條に曰く『官吏は本屬長官の許可なくして擅に職務を離れ及職務上居住の地を離る

ゝことを得ず』

然れども此點に就ては左の例外と認むべきものあり

(1) 忌避又は除斥

則ち判事及び裁判所書記が民事訴訟法第三十二條同第三十三條同第四十一條刑事訴訟法第四十條同第四十一條同第四十五條に依り職務の執行より除斥又は忌避せらるゝ場合を云ふ

(2) 公の義務の履行

假令は兵役の義務あるもの其召集に應ずるが如き、或は議員として召集せらるゝとき其他證人又は鑑定人として裁判所へ出頭するが如き場合を云ふ

(3) 疾病其他正當の事故

是等の場合に於て服務義務を專行し能はざる點に就ては別段の説明を要せざるべし

(4) 忌服

□服従の義務

其期間等に就ては服忌令の規定するところに於て祭祀に對する尊嚴職務に對する神聖等より一定の期間服務義務を免除せらるゝにあり

の命令に服従するの謂にして服紀紀律第二條に官吏は其職務に付本屬長官の命令を遵守すべし但其命令に對し意見を述べることを得」と明定せり、蓋行政の統一を保つには官吏をして其職務を行ふに當り本屬長官の命令を遵奉するの義務を負はしめざるべからず、而して服務命令は大凡左の要件を具備す

(一) 本屬長官より發せらるゝこと (二) 職務上の命令なること (三) 下官の職務上の事項なること

以上の要件を具備するに於ては下官は上官の命令に服従せざるべからず然れども此點に就ては反對論あり、其主なるものは形式審査説、實質

審査説、等にして形式審査説とは上官の命令は其權限内に於て發せられたるものなりや、其命令は下級官吏の權限に屬するや、正當の形式を以て發せられたるものなるやを審査し其一を缺くに於ては之を拒むを得べしと云ふにあり、實質審査説は獨り以上の形式のみならず其命令の實質をも審査し拒否を決するを得べしと云ふにあり然れども我法制に於ては絕對服從説を以て尤も適正なりと云ふを得べし、同説に曰く、上官は上官の命令に對して絕對的に服從すべく其上官の權限内にあると下官の權限内にあると將必要な形式を具ふると否とは問ふところにあらず、蓋行政の統一上より上官の命令は下級官吏に於て絕對に遵奉せざるべからず若し違法等を理由として命令を拒むに於ては行政の統一得て期すべからざればなり

○忠實の義務 服務紀律第一條に『凡そ官吏は天皇陛下及天皇陛下下の政府に對し忠順勤勉を

ふるに過ぎず之れ豈誤れるの甚しきものにあらざるや
小學校の夏季休業は元五週間に過ぎざりしが今日にては十週間若くは十一週を以て普通とす此外に日曜祭日等を控除せば小學校の授業時間は一千年百十時間より九百五十時間に減せられたるものなり這は即ち兒童教育時間に於て一年百六十時間の減少を意味するものにして之を小學年限八ヶ年に積れば約一年三ヶ月の減少を示す次第となるなり

斯くの如き長き期間に於て夏季に於て一學校監督を廢弛することには兒童に於て頗る危險の事と言はざる可らず此危險は既に或一部社會に於て悟る處ありたるもの、如し即ち既にインディヤナ州のガリー市並にニュージャージー州のニュアーク市には一年中休暇を全廢したる學校あり而して是等の學校は常に夏季に於て生徒並に教師に何等の惡結果なく授業を繼續するを得るのみならず却て生徒の出席及び其教育の効果に於て大に得る所あるもの、知しニュアーク市の計畫は一年を四期に等分し生徒は其好む處の期にて休暇を取ることを得る制度なれども彼等は寧ろ學校を休むことをせずして一年間を通じ登校する者大部分を占むと云へり
兒童が無期に於けるか如く矢張夏季に於ても十分の監督を必要とするの事實を社會が漸次認むるに至りし證據は近來に於ける夏季野外學校の發達に於て之を視ふことを得可し富有の兩親は其兒童を是等夏季野外學校に送りて兒童の怠惰に流るゝの弊風を豫防し得れども只貧家の兒童に至りては夏季休業十週間の日子を弊害あ

主とし法律命令に従ひ各其職務を盡すべし』と規定せる如く忠實に其職務に服せざるべからざるものにして此義務は上官の命令あるが爲めに發するにあらず、臣下として當然有せざるべからざる本然の義務なり、而して此義務の當然の結果として職務執行の妨害となるべき總ての行爲を避くるの義務あり、假令は商業を営み給料を得て他の職務に従事し又は名義の如何を問はず他人の贈遺を受くることを得ざるの類にして其詳細は服務紀律第七條乃至第十五條の規定するところなり (未完)

○少年犯罪の原因に就て (下)

兒童に必要な市民教育を授くる各小學校は毎年十週間以上の夏季休業を爲して七十五萬人の小學兒童は其間全然學校の監督及び訓練より釋放せらるゝを普通とす然れども之れ實に不必要にして且つ弊害を伴ふ方法と言はざる可からず蓋小學校が我國國民的理想を培養するの機關として最も重きを爲すの事實は一般に承認せられたることにして何人も之を疑はざる所なるべし然るに今日の處吾人は一年間平均して毎日僅々二時間半の學校監督を兒童に與

る市街に送りたるを得ずして其危險や大に恐る可きものあるなり
夏季休業は之を四週間に短縮するを策の得たるものとす而して七月は毎年最も暑氣の甚しき月なるを以て此月を以て休暇と爲すを可とす夏季に於ける學校課程は特に注意して準備せざるべからず、授業時間の如きも成る可く之を減縮して一日三時間半(八時半より十二時迄)位を最も適當とす可し

以上の如き事柄は専門の教育家に之を一任するとするも予は素人として教育家に多少希望する處なくんばあらず、即ち夏季に於て兒童に授くる課程は主として娛樂趣味を帯びたるものを選択すること之れなり、例へば家庭科學、餘り激烈ならざる遊技技藝に關する講演並に實習、自然科學の類にして事情の許す限り公園若くは公共の建物を利用することに努む可きなり

要するに吾人は多少犯罪の原因として從來餘りに貧困の事情に重き措き過ぎたり、吾人は又我國國民的理想と兒童の心理的情態との關係につき餘りに之を等閑視したるの缺點あり以上の二點を顧慮し且つ小兒の怠惰の慣習を醸成することが彼等に一大危險を伴ふものなることを認識するに非る限り吾人は到底少年犯罪の數を減少するの企畫に成功すること能はざるなり(完) (法律新聞)

○國立感化院設立豫算案

内務省の地方局が計畫して居る國立感化院の豫算案は愈六月の臨時議會に提出される事となつた、之に關して渡邊地方局長は語る『現代全國各府縣には法規の定むる所に於て必ず一ヶ所以上の感化

院があるが其数は都合五十箇所以上に達し收容人員も亦千五百以上に達して居る此等の事業を地方の負擔にのみ任して置く事は國家としては盡のいい話では非一ヶ所位は國立の感化院を設立せればならぬ之が此の豫算案を提出した理由である經費は敷地の買収と建築費と合せて約十五萬圓位で初年度の經常費は僅に二三千圓位のものである都合よく此の案が臨時議會を通過することゝ實際院兒を收容するのは本年度からで今年中は醫員と書記位を置いて收容の準備をする位である收容する人員總数は約百五十名位で各地方の感化院に收容して置けば他の收容者に惡感化を及ぼすやうな者や年齢やその他の關係上地方の感化院に收容出来ないものばかりを入れやうと思つて居る建築の場所は東京から便利のいゝ所で教育上院兒にも又社會にも悪い影響を及ぼさぬ様な所を選びたいと思つて居る東京と埼玉で三ヶ所の候補地が決して居る等と云ふ者が有るがこれは嘘で未だ極まつて居ないので總ての事は豫算案が通過しての後の事だ云々

○不良少年を巡查に任命

米國第一の都市紐約は人口もザット五百萬に近く、殊に市の東部は甚だしい貧民窟なので、不良少年の数は夥しく、市の警察は取締にほゞ／＼困り果てゝ居たそこで現總監アーサーウツ氏は從來の取締の方針を一變して、不良少年の警導法を講じ、着々其結果を収めて居る、ウツ氏は實地觀察の結果小國氏が「善」に心を引きつけられて居る機會の尠くない事を知り、且つ彼等の遊ぶ時間に彼等を

善導すべき機關が全然缺けて居る事に想到したので、第一に遊戯の方法を講じてやつた、まづ空地を見つけて、其所にベースボールをやらせる事にしたが、市街の事故さういふ空地もないので、各所の公園や俱樂部のグラウンドを借りて之に充て又は廣小路などを毎日數時間車馬の通行を禁じて附近の少年を自由に遊ばせることにした、次に氏はこれ等の少年を「仕事」の興味に引きつけた、その仕事としては何よりも彼等を少年警察官にするがよいといふので、貧民の多い東部の十一歳乃至十五歳の少年を募集し、これに制服制帽を着せニッケル製の徽章を胸につけてやつた、斯くして彼等に責任觀念を養成せしめたのである、この少年警官任命と共に、「神と我國とに義務を果し、法律に遵ふ、二、別記の標言と規則と紐約市警官の條令とを遵守す」といふ様な起請をする、その標語といふのは「眞面目なるべし、正直なるべし、誠意なるべし、親切なるべし、有用なるべし、従順なるべし、勇敢なるべし」といふので、又次の數項を心懸ける義務がある、「一、家庭、學校、公衆の場所にては明瞭にして快き言葉を使ふ、二、電單車馬車等に惡戯せず、三、街路を曲るには必ず角について決して通行を妨害せず、四、決して街路に焚火等をなます」とこれは近着アトルック誌の傳へたものであるが、日本でも大いに參考になるであらう(法律新聞)

○不良少年は病者

醫學博士 三宅磯一郎談

不良少年は十四歳といふ子供に最も多く次で十三歳、十二歳、十五

歳といふ順になる、而して不良少年の五分の一は身體健全であるが五分の四は不健全である、就中耳鼻咽喉を冒されて居る者に最も多いのは注意すべき現象である、更に自分の調査した處によると不良少年をつくる者は活動寫眞によつて受くる露骨なる性慾教育である、活動寫眞館の数は獨逸に三千英國には六千、米國最も盛んであつて一萬二千あり、米國人の之に消費する金額は年額實に四億圓である、我が東京は米國程には盛んならざるも猶ほ市民五六萬に一個の活動寫眞館を有して居る、而して滔々として露骨なる性慾教育を施して居るのは憤嘆すべき事柄である、例へば一人の子供があつて家庭に於て母に對し「お母さん私はどこから産れたの?」と訊いた時に母は「お前は木の股から産れ落ちたのです」と教へてあつたとする、然るにその子供は活動寫眞を見に行つて自分等にして木の股から産れたので無いと云ふことを知り、此處に多年の懷疑を解決すると同時に心的に一大革命を起し漸次不良の途に一歩づつを踏み込むに至るのである、而も此の少年の爲めに宜しからざる感化を與ふる活動寫眞へは何人が最も多く連れて行くか、統計の示す處によれば父母が已れの歡樂を充さんため即ち自分で見たい一心から子供を出しに使つて活動へ出かけるといふ風があるといふ事である、若し春秋の筆法を以ていふならば少年を誘惑するものに實に父母であるといふを得るのである云々

○少年犯罪豫防策としての寡婦補給制度
數年前の本紙に米國の或州で州政府が相當と認めた寡婦に金錢の

補給を與へて少年犯罪の豫防を謀るの企圖がある事を報道して置いたが、當時は只だ米國一流の新しい試みとして吾人は其實際の施行や其結果に關しては遠き將來に之を期待して居たのである、然るに兩三年前にイリノイ州では既に立法府がこれに關する一の法律を通過して直ちに其實施に着手し且つ其他の二三の州でも現に法律を以て此制度を認め茲の階級に到達して居るといふ報道が「米國刑法及刑事學協會雜誌」に載つて居る少年犯罪豫防問題は今や世界各國の等しく研究しつゝある處で少年裁判所や監護制度や感化院や産業學校や小兒ホームの如き制度の實際的效果が今猶試験中なるに又此新しい計畫の試験に着目しなければならぬ大勢となつた、左に掲げる一節は此問題に關する米國刑法及刑事學協會の發表したる報告の抜萃である。

寡婦補給制度に關する法律の研究は少年犯罪豫防問題と關聯して頗る興味あるものである、此法律の價值を判斷するに當つては二個の要點を逸してはならぬ、第一の要點は法律の原則が果して正鵠を得たか否のなや否や第二の要點は其實施の方法が果して妥當を得たか否のなや否や即ち之れである、第一の要點に付ては該法律の原則の正鵠を得たる事に付て既に識の間に異論のなきことが分明となつた、即ち幼兒を有する寡婦すべき意欲について生活の必需品を予ら賜ふことは、若し適當なる金錢上の救助を與へ且つ其費途の上に相當の監督を施すことは小兒の幸福を増進し改良する點より見て州政府の採るべき最も穩健なる政策なりといふに一

致して居るのである。

現にイリノイ州の寡婦補給法律は適當なる定時の金銭的救助及び其費途の上に施す有效なる監督を以て其基本原則として居るのである。只大同州の法律に於ては其實施の方法宜しきを得たるや否やに就ては多少の論争が識者の間に起つて居るのであるから此點に關する判斷は聯邦小兒局の調査の結果が發表せられそれに依りて施行各州の實況を比較研究するの機會到來する迄之を保留するを得ざるのである。聯邦小兒局の調査は市俄古慈善學校と關係あるエス、ビル、ブレンツケンリッパジ總監にエザス、アボット總指導の下に行はれ其報告の原稿は目下華盛頓聯邦政府に提出中であるから早速公表せらるゝに至るであらう。併し乍ら此制度が少年犯罪豫防の上に從來果して如何なる効果を齎したるかに就ては之を市俄古のクック少年裁判所の報告中に多少得られるから左に其の概要を報告しよう。

同報告の「不良少年と家庭」なる項目中に曰く「過去十年間にクック小兒裁判所に來れる不良少年の一四・五パーセントは父死して母が貧乏を饑つゝある家庭の出であることを示して居る。イリノイ州の寡婦補給法律に依れば補給を受つゝある寡婦は其不在中已れに代りて小供に適當なる監督を施す者なき場合に家庭を離れて仕事に出ることを禁止せられて居る。補給は定時に給與せられ之を受けたる母は寡婦補給局の官吏の間斷なき注意深き忠告と監督の下にあるのである。補給を與へる事が其他に何等の效果を見るべきもの

に其の堅鎗を撤して咄嗟裏に逃脫するの手段を得せしむるなり。之を監守者の放心弛意の刹那とも稱すべき歟。瓦壁幾尋攀登し難しと雖、全力を傾けて人の思議せざる間に或ものを播種するときは即ち不時の實獲あると一般、餘裕を分寸の隙に捉へ來て容易に反獄逃走の危技を遂行せしむるなり。蓋之を法規活躍の瞬時的止息とも見るべき歟。嗚呼監守者の放心弛意將た法規活動の瞬間的静止と言ふが如き、吾人は斷言せんとす如此事實は四六時中絶對に發生すべき現象に非ずと。然り吾人は實際家否な當務者と其の見解を同ふす、監守者に於て分秒の疎虞を罪囚の舉措に敢てせず、何ぞ懈怠の行爲を取らんや。然れども守る者の忠實なる勤務は守らるる者の不逞的熱心努力に比し、或は數等を輸するに非ざる乎。此點に於て常に越獄逃走のみならず、囚人間に行はる殺傷、密約、猥褻、自殺等の事實に徴し、歴々之れか蹤跡を尋るに難からざる者あるが如し。

なしとするも餘くとも補給を受けつゝある家庭の少年少女の犯罪を豫防する上に於て効果の顯著なるは事實である。補給を受けつゝある任意の百家庭につき慎重に調査せられたる結果に依れば是等より出でたる只だ八人の小兒のみが不良に陥つたばかりである。而して其中一人を除くの外其餘餘は補給を受けざりし時に於ても矢張り不良少年の實を現はして居たのである。以上の百家庭には平均一家庭に四人の小供が居たのであるから總體で約四百人の小供が居た譯である。而して以上八人の不良少年と四百人との割合を取れば前者は後者の僅かに二パーセントに過ぎずして猶補給を受けてから出た不良少年一人と四百人との割合は僅かに一パーセントに過ぎない。

以上の結果に依て見ると寡婦補給制度は餘くともイリノイ州に於ては頗る良好なる成績を擧げて居るのである。此新規なる制度が果して將來所期の成績を擧げ得るや否やは之を聯邦小兒局の報告に依りて比較研究したる後に非れば之を判斷し得られないけれども餘くとも目下の處新しき試みの上に相當の注意を與へるだけの價值は十分にあらうと思ふ。(法律新聞)

○行刑の不安と監獄事故

櫻井革聲

鐵門金鎖其の守り固しと雖、破獄の一念集注して、時を不斷に窺ひ機を永遠に求むるときは、遂

紀律節制なき放縱生活に忤れたる彼等多數の罪囚として、殺伐暴戾の思想滿ち、猜疑偏執の氣象漲ふは當然の事情たり。而かも能く獄則を遵守し監視に服従する所以の者は、處遇其の中を得ればなり。賞罰其の正しきを制すればなり。彼等の危險性を抑壓し、及び野獸心を馴撫するに於て、漸く遺憾なき境域に近き得たればなり。然れども彼等の經歷と境遇とは、容易に服従遵守等の美辭を列ねて、平然たる樂觀主義を容さざるもの多數なり。誠に彼等の多數は真心悔悟せざるなり、故に戒護者の威力に面従し、又教誨師の説法に虚囁し、作業の料程に努力を装ふが如き、是れ皆眞成に其の面目を發揮せる赤心の流露に非ざるなり。然らば一切の行爲を虚偽なりとして彼等を選せんか、決して指導啓發の策を得たる者に非ざるは勿論、却て惡化邪誘するの恐るべき結果を見んとす。於此乎所謂誠心誠意を以て遇し、罪の子として視ることなく悔過移善の良民を以て之を待ち、此間に於て克く

危険性或は悲觀傾向の潜在如何を看破し、其の不良なる者は之を導ひて其の情念を轉回せしめ、其の善なる者は益々助長する等、彼等の心理に對し内外よりする矯正促進の道として、獄務家の最も艱んする疆域たらずとせんや。

特種の作業に對する便宜上、同一囚を長く其の業に就かしむるは、或は其の間に破獄等の觀念を醸生するなしとせず。蓋種々の機會に於て之を實現する方法を發見すればなり。即ち該囚に對し戒護者の比較的危險視せざる、又は事毎に信用厚き爲め監視眼も、時に多少の緩和することあるは免かれざる事情たればなり。或は又小過失ありし爲め、猝かに慣熟せる業務を奪て轉業せしむるが如きは、制度の上より已むを得ざる手段なるも、爲めに怨恨は不測の邊に及び殺傷等の惡念を萌起せしむることなしとせず。今之を未然に察し、之を未發に防ぐを得ば、監獄事務は敢て研究の要なきも、神明に非ざる限り這般の消息は一に學理の應用

と、實驗の精到を期せざるべからず。蓋長刑者必ずしも常に反獄等の念あるに非ず、短期囚亦決して平穩ならず。兇暴なる罪質を有するもの皆危害性あるに非ず反て輕易なる犯行者にして偶然にも重大なる法規に觸るるの所爲あるは、監獄家ならざるも稔聞する所なるべし。然れども要するに罪質刑期犯爲年齢職業等は一般的觀察として、之を同一圈内に置き、常に眼界を逸せざるべきは、督獄者流の紳銘たるを知るべし。

獄政都統者は反獄、殺傷、自殺等の事故防制に關し、嘗て細密なる注意を促がし當務者に牒示する所ありしは、吾人の讀んで異とせざる所なりしも、其の平易率直なる訓言なりし爲め、却て深刻なる警省を一般獄司に與へたるや知るべし。想ふに獄裏に於ける事故防遏の注意は、所在更らに一層の密度を加へ、秋毫の隙なきを期せるや疑ふべからず。然れども規矩準繩は人を待て行はる、無体の警策も、時に白日橫行の鉅盜を逸することあり。

不眠の眼光も、偶狐鼠の跳梁を如何ともする能はずとせば、罪囚中行狀善良なる者に對しては、監守者の視線は時として及はざることあり。是れ百年の悔を遺す所以歟。常に信を措く者に對しては、罪囚と雖戒心の念、稀れに微薄に流るゝことなしとせず、即ち彼等に與ふる得難きの機會なり。苟くも乘すべき朕兆の微動するや、騰驚飛躍常に警守眼の透徹以外に在り。而して其の逃脫又は犯行を敢てすると、監守者の覺知する瞬間とに於て、既に救回し能はざるの狀態を演出するを常とす。然らば則ち此忍ぶべからざる又遺憾渺なからざる監獄事故を豫防し前知せんとするや、畢竟監守者の不斷の努力と、不撓の勁節とに待ち、以て理獄上拭ひ難き汚點を印象せざるの大勇猛心の涵養と扶植を力行せざるべからず。今や獄司の研鑽頗る向上して低級なる思潮は漸次斯界より掃却せられんとす。乃ち無形的繩縛は百練の堅きを致し、彼等をして非爲逆行を企つるが如き裕餘を與へざる

と共に、安んじて行刑の効果を收むるや必然にして、近く吾人に何物をか將來すべきを信ず。(六月初旬稿)

通信

○浦和通信

五月十三日(日曜日)午後零時三十分より監獄構外演武場に於て第九回浦和監獄職員家族懇話會を開催す、前日來の雨模様なりしを氣遣ひたりしが幸ひ當日は天氣晴れ寔に好都合にして本日の開會を期待し居りたる職員家族は正午頃より會場集り來り其數二百餘名に達し外に來賓あり定刻に至り幹事より開會を告げ次で會長白井典獄及龜井浦和高知女學校長の講話あり

終て茶菓を饗應し夫れより餘興に移り琴曲、講談、義太夫、手品等の催しあり會員一同歡を盡して午後六時散會せり。

○靜岡通信

靜岡監獄教誨堂は明治二十六年の建築に係り其構造不完全にして佛前の裝置莊嚴を缺くのみならず腐朽の爲め降雨の際は漏水のケ所を生じ常に遺憾とする處なりしが之れが改築の機運到來し大正五年度に於て事務所及病監と共に工を起し本年三月竣工面目を一新するに至り加ふるに本佛御本尊及佛壇等は本派本願寺へ照復の結果之が寄贈を受けることとなり本年三月相好端嚴なる尊像と金色燦爛たる佛壇とは無事本監へ到達したるを以て四月二十九日を卜し之が入佛式を舉行したり當日は特に本願寺より教學課長大沼善隆師を派遣せられ來賓としては安河内靜岡縣知事、玉置裁判所長、柏木檢事正、小森靜岡市長、齋藤警察部長其他市内各官廳の長官判檢事等無慮四十餘名にして午前九時受刑者一同を教誨堂に集め次に典獄先導來賓の入場を待ち奏樂を始め次に大沼師及藤居教誨師

の表慶文あり終て讀經に移り此間典獄、來賓、職員總代、在監者總代焼香を爲し次に典獄告諭文を朗讀し來賓中より知事の訓話、檢事正の式辭、山森判事の訓話及教覺寺住職南莊乘海氏の祝歌ありも熱情溢れ其沈痛適切なる言辭に在監者一同無量の感に打たれたり右終りて最後に大沼師の教誨あり熱誠肺腑より出て満堂の罪囚をして多大の感動を與へ中には感極りて落涙するもの尠がらざりき斯くて閉會後一同退場來賓には事務室に於て午餐を饗し且つ紀念の繪葉書を贈り各自退散したるは午後二時過なりき當日は在監者一同にも紅白の餅を給與したるに何れも聖恩の優渥なると佛陀無限の慈光とに歡喜し殊に各名士の懇切なる言辭に接して痛く感動し從來極惡の徒にして性癖一變過去の非行を悔ひ從順勸勉を誓ふに至りしものありて在監者一同の受けたる感化は實に偉大なるものありしを信ず表慶文告諭文式辭及訓話等は之を略す

彙報

○米澤市に於ける大火に就ては

同分監は幸に大火の難を免かれたるも職員中數名の被害者あり誠に同情に堪へず今長谷川典獄が寄せられたる火災當時の顛末を記すれば左の如し尙別項記載の通り分監吏員罹災者へ贈與金を送り

五月廿二日正午山形警察署長より小官に對し米澤分監附近より失火し今や分監へ延焼しつゝありとの通知に接し小官は直に看守長監獄醫看守を引率し十二時四十分發の汽車にて(警察部長及應接消防隊ノ一行ト同時ニ)同地に急行午後二時四十分到着せしに停車場附近迄婦に燃えつゝありて通行不可能に付大迂回して辛じて到達せしに意外にも分監は危難を免れ居れり

り先是當日午前十時三十分分監を距ること約五町餘の市内代官町より發火するや折柄強風砂塵を捲て吹荒ひしかば火勢猛烈にして忽ち四方に燃え殆んど防禦の術なきに至り電信電話不通となり分監長は急を本監に報せんと努めしも不能に歸せり猛火は刻々に襲來せんとし分監を距る一町餘に迫れり依て臨機の處置として男職員を分監周圍の民家の屋上に配置し防火に努め一面構内を警戒し女性消防隊を組織し或は避難の準備に着手する等の措置其の宜しきに適ふ此間在監者は最も靜肅從順に指定の用務に忠實に従事し延焼の虞なきを認むるに及んで平常の通り就業せしむるに至れり

分監職員中類焼せしもの女教師一、看守二、男雇一、女監取締四計八名にして其家族中には僅かに身を以て免かれし者或は漸くにして搬出せし家財の全部を烏有に歸し或は幾部を出し得たるあり去れど幸に身體無事に避難し得たるを以て不取敢炊出を配付し其他應急の慰問方法を講じ置きたり

今回の大火は同市未曾有の椿事にして焼失戸數實に二千有餘と稱せられ悲惨の狀態名狀すべからざるものあり其實況等は漸次新聞紙に掲載せらるべきを以て爰に省略す

福島監獄よりは分監の類焼を傳へられ應援として看守部長一名看守一名を急派せられたり

小官は職員及在監者に對し事變に際し能く其本分を盡したる事を慰撫し一場の訓諭を爲し其他必要の處置を爲し昨日午後四時半歸任せり

以上

○前橋監獄の種痘 前橋監獄にては過般所在地宗甫分及び群馬縣社町に痘毒患者發生し尙ほ蔓延の兆あるより直ちに豫防に着手し在監者全部及び職員並に家族に對し種痘を行ひつゝありしが廿九日終了せり尙發生地宗甫分及隣町にては全町種痘を施行し附近小學校にても生徒に對して施行したる由なるか其後幸に同患者發生せず云ふ

○在監人の傷害 廣島監獄吳出張所在監賭博事件被告人平精松は五月四日午前七時頃朝食の際發作狂を起し同房者岸本卯一郎に對し突然飛び掛り食器を以て頭部を亂打するに依り同房者秋元

精正が之を制止せんとしたるに茶碗の破片を持ちたる手にて拂ひたる爲め左眼下に創傷を負はしめたるものにして直ちに戒護看守に付け之を取録し一面囑託醫を呼出し手當を爲さしめたるものなり其創傷の如きも岸本卯一郎は監獄部前方に長さ五仙米後方は四仙米の切創にして深さ朝杖硬膜に達せず其他の面部は擦過傷に過ぎず又秋元精正は擦過傷にして極めて輕微なりと

○受刑者の縊死 横濱監獄在監受刑者竊盜懲役三年五月我妻市郎は五月二十一日午後三時四十五分頃第二工場中央梁上に若干板張を爲し作業用品並に製品の假置場を爲したる場所に於て麻の細紐を上部の組木に結び付け縊死を遂けたり原因は煩悶の結果なりと

○受刑者の傷害 安濃津監獄在監受刑者中村重太郎は四月十六日午後二時三十分上場に於て同因麻生市松と飲湯の件より口論をなし其場に有合せたる機具附屬長四尺厚六分幅五寸の腰掛板を以て市松の頭部を毆打し埒めに顛項結節後方に長さ一寸深さ骨に達し休業に至らざるも全治約十日を要する割傷を負はしめたるものに付直ちに同地區裁判所に告發せり

○受刑者の傷害 長野監獄松本分監在監受刑者竊盜及横領懲役五年三澤伊作は四月二十五日午前八時五十分運動に出づる途中懲役監の中央廊下に於て同時に運動に出づべき中野宮次郎に對し突然監房より包藏し來りたる作業用の小鋏を以て切付け戒護者に取押へられ大事に至らざりしも右側耳翼の前方額骨弓の部に於て上

下に走る長さ一、五仙迷の切創深さ皮下に達するもの一ヶ所其他四ヶの傷を負はせたり原因は懲罰事件に關し被害者に對し怨を懷き居りたりと

○受刑者の逃走 甲府監獄在監受刑者奥野周作(強盜懲役六年)は五月二十三日午前三時半より同四時迄の間に於て戒護者の隙を窺ひ竊かに炊場機關室出入口の下鍵しある戸扉を開き場外に出て炊事場に附屬しある水溜場を足代として攀登し炊事場屋根に登り拘置監獄内に下り拘置監に屬せる運動場附近を通過し外圍塀下に至り隠て炊事場に在りし半インチの鐵管の古屑四尺五寸位のものを曲げて釣鉤とし之に同塀に於て使用する麻繩を結び付け尙同塀内屋根裏塵拂に用ゆる竹竿(七八尺)二本を纏き合せるものを利用し該釣鉤を煉瓦塀に引掛け攀登り塀外に出て獄衣の儘逃走せり因に同因は四月二十五日午後四時頃山梨縣北都留郡小菅村山林に於て猿橋警察署の手に逮捕せられたり

○受刑者の逃走 水戸監獄在監受刑者森林放火懲役二年中村角之助並に傷害致死懲役七年六月福田萬右衛門の兩名は五月二十九日外六名の耕紮夫と共に戒護看守二名附添ひ監獄より約一里の地に出役中午前九時三十分頃看守の隙を窺ひ二人連軒の極聲城街道に通過する毒橋を渡りて逃走し同橋の西方約一丁を隔つる處に於て聯鎖と獄衣を脱出し夫より西方約一里なる村落に駛走せるも追跡を恐れ方向を轉じ北方約十五丁なる津田、田彦間の山林に潜伏せるも翌三十日午後九時四十分頃縣下那珂郡檜澤村山林及栃木縣

に通ずる鳥山街道間に警察官の手に逮捕せらる

○受刑者の逃走 宇都宮監獄在監受刑者利竊盜懲役十年杉村幸吉同罪懲役十年石井和兵衛の兩人は五月五日午前七時四十分頃風雨に乘じ包藏せる斧、小刀、錐等を携へ外圍塀を越へ塀外に下り逃走せるも同午前八時半頃監獄を距る約十五六町の際にて二人共同監獄看守の爲めに逮捕せらる

○受刑者の逃走及び就縛 山形監獄酒田分監在監受刑者竊盜詐欺横領懲役十月桐澤源吉並に竊盜懲役二年六月佐藤豐吉の兩名は五月六日午前十一時十五分頃工場梁上掃除中工場南側上部換氣窓より脱出逃走せんとせしも直ちに就縛せらる

○受刑者の逃走 安濃津監獄宇治山田分監在監竊盜懲役三年嶋地男次郎は四月二十八日同分監土工として就業中午後二時頃驟雨の際隙を窺ひ耕紮地と出入小門の錠前を竹にて外し脱出し跡を元の如くなし西北隅に出て獄衣を捨て外圍板塀を踰越逃走したり分監職員及警察署員等追跡せるも手掛を得ず翌二十九日午前三時頃宇治山田市の民家に忍入り勝手下にて食事を爲し絆纏外三點を竊取せるを家人に發見せられ逃走せる儘翌三十日迄逮捕に至らず

前號本欄受刑者の創傷を題し懲役十年四宮島金藏の傷害記事を新潟監獄とせしは秋田監獄の誤記に付き訂正す

叙任

依願免本官
任監獄事務官
五級係下賜福岡監獄勤務ヲ命ス
奈良監獄勤務ヲ命ス
和歌山監獄勤務ヲ命ス
秋田監獄勤務ヲ命ス
水戸監獄勤務ヲ命ス
任典獄八級係下賜神尾監獄勤務ヲ命ス
任典獄補六級係下賜名古屋監獄勤務ヲ命ス
任典獄補七級係下賜神岡監獄勤務ヲ命ス(依願免本官)
一級係下賜(死)亡
靜岡監獄松分監長ヲ命ス
十勝監獄釧路分監長ヲ命ス
叙勤七等
叙勤八等
同

監獄事務官
典獄(和歌山)
典獄(千葉)
典獄(福岡)
典獄(水戸)
同(秋田)
同(神尾)
同(奈良)
典獄補(名古屋)
看守長(大阪)
看守長(靜岡)
監獄醫(岡山)
看守長(十勝)
看守長(津戶)
看守長(岐阜)
同(同)
同(青森)
同(高松)

眞木
隈
眞
直
山
隈
眞
直
伊
藤
俊
光
上
田
定
次
郎
松
本
一
次
佐
野
佳
夫
岡
部
安
憲
辻
敏
助
中
村
基
吉
菅
喜
一
郎
今
川
賴
一
時
澤
幾
造
長
山
又
四
郎
須
賀
井
謙
吉
山
口
吉
平
平
石
勝
次
郎
伊
勢
谷
常
三
郎
石
川
平
次
郎

會報

○贈與金

五月十四日同二十九日附を以て元宮城監獄看守
佐々木勇次郎氏外五十一名に對本會々則第十一條
第一項第三號乃至第五號に依り參圓以上拾參圓迄
の金圓を贈與せり
尙ほ別項所掲の米澤市大火に際し同地米澤分監
職員罹災者看守長澤敬次郎氏外七名に對し會則十
一條末項該富のものと認め五月三十一日附を以て
金五拾圓を贈與し夫々分配方を長谷川典獄に囑託
せり

○茶話會

五月十九日(第三土曜日)午後二時より本會樓上
に於て茶話會を開催せり本日の講師は帝大醫科大

學教授醫學博士永井潜氏にして演題を「民族の衰
亡」と命じ氏は世界の民族は生々死々の徑路を同
一的形式に反覆する間に次第に文明の光輝を發揚
するは勿論の現象なるも此文發達の結果は應て
種族の衰兆頽勢を馴致し漸次民族の亡滅を意味す
るものなりと説起し幾多の統計圖表を掲げ之れが
例證を指示され進んで文明的戰禍の大なること醫
術進歩の反影等幾多の援例ありて論旨精核を極め
會衆の傾聴を惹けり斯くて演説は二時間半に亘り
五時十分滿場拍手の中に降壇せらる後別室に於て
茶菓の饗應あり會員互に胸懷を談して五時四十分
全く散會せり左に來會者の氏名を掲ぐ(練習生の
氏名を略す)

宇野準太 石塚國三郎 黒須榮藏 山下光清
渡邊竹三郎 和田勝一郎 山口知信 清塚健治
佐藤末吉 加藤慧海 富田富藏 七戸大助
木村彦作 土倉是空 勝永淳行 坪野松爲三郎
大塚安太郎 長谷場圭介 磐井宗成 齋藤敬二
羽柴瑪之助 藤井惠照 横山繁藏 塚越忠一郎

長山 始 中谷一夫 川島爲與吉 藤井藤藏
菊樂 夷 花林晋山 河野純孝 末光榮平
飯島藤作 淺田廣輔 和田岩雄 伊藤祐重
南波久造 川島祐太 齋藤民治 高安明房
坪山正右衛門 重松招雲 宮下 壽 瀧澤重治
松田正壽 染井友善 秋葉光三郎 岡部 常
小池博道 小川忠太郎 杉谷繁一 西原幸藏
本間勘吉 田中文郎 林 定弘 住釜利治
小橋川昭慶 柴田常次郎 中 龍二郎 大場正雄
印南金次郎 中島謙藏 赤城一雄 納見平一郎
千鶴陣司 佐藤勝澄 飯尾勝太郎 田中千代吉
佐 潮 勤 川村大郎 河合 哲 扇谷與三
飯島伊三郎 西坂照海 北澤嘉代作 山内末吉
森 元 祐 松本一太 伊藤俊光 廣部 惇
有馬四郎助 鈴木信彌 北島良吉 坪井直彦
白井勇松 三 浦 貢 志豆機源太郎 芥川 信
谷田三郎

○本會理事の更迭

本會理事として多年會務に勤勞ありし監獄事務官
眞木喬氏は五月十七日病氣の故を以て挂冠せられ
後任として和歌山監獄典獄たりし法學士山隈眞直

氏入て其官を襲はれたれば眞木氏の理事囑託を解き山隈氏を後任理事に囑託せり因に本月二日午後五時半より本會並に監獄局主催となり山隈氏歡迎の宴を神樂坂常盤亭に開催せり來會者は谷田局長始め東京所在各典獄(野口氏缺)及び監獄局員等にして席定まるや發起者總代北島本會主事の簡單なる開會の辭あり次に山隈新事務官は挨拶を述べられ終て紅燈祿酒の間に主賓互に歡談を交へ同九時過ぎ和氣雍々裏に散會を告げたり

○地方部長囑託

奈良地方部長ヲ囑託ス
福岡地方部長ヲ囑託ス
千葉地方部長ヲ囑託ス
水戸地方部長ヲ囑託ス
和歌山地方部長ヲ囑託ス
秋田地方部長ヲ囑託ス
沖繩地方部長ヲ囑託ス

上田 定次郎
伊藤 俊光
松本 一夫
辻 敬助
佐野 佳夫
岡部 安憲
中村 基吉

新刊批評

最近犯罪の研究

(羽太銳治共著)
(澤田順次郎著)

本書は第一編に於て犯罪の原因、要素及び分類を第二編に犯罪者の體格、心理及び犯罪に關する諸條件を第三編に不良少年及び婦人犯罪を論したるものにして著者の一人は刀圭家他は犯罪學研究者たるに依り論究微細に入り一の犯罪に對する原因結果を解析して殆んど遺憾なからしめたるの觀あり殊に不良少年及び婦人犯罪に至ては近時識者の論議漸く沸騰せるの際最も力を費されたるが如し全編を通じ援例豊富、論證核實往々人願を解かしむるものあり一般司獄官は勿論警察官其他法曹者流の好資料たるや疑ひを容れず(定價一圓三十錢芳文堂發行)

監獄協會編纂

再改善 實話 與見たる友

菊版裝釘高雅
紙數二百六十餘頁
定價金五十錢
郵税金八錢

本書ハ出獄者ノ眞心悔悟セルモノニ就キ其犯罪ノ徑路改悛ノ動機ヲ詳叙シタルモノニシテ收ムルトコロ三十餘篇能ク現代人心ノ歸趨社會ノ實狀ヲ描寫ス、章句洗練、行文流麗、囚人看讀用トシテ出版セシモノナリト雖モ刑事學社會學心理學ニ在テモ偉大ノ研究資料タルコト勿論ナレハ**司獄官判檢事辯護士諸氏**乃至一般社會教化ニ留意スル士ニ於テモ有益ニシテ趣味アリ座右一日モ缺クヘカラサル文籍タルヲ疑ハス仍テ之レヲ推獎ス

發行所

監獄協會

東京市麴町區西日比谷町一番地

電話新機一三六八番 增設東京二五〇五九番

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名

監獄協會

大正六年六月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
編輯人 北島良吉
印刷人 東京市四谷區愛住町二番地
印刷所 東京市麴町區下六番町十七番地
發行所 東京市麴町區四日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
監獄協會
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
東京書院